

羽村市行財政改革推進プラン

自主・自立の自治体経営と
安定した財政基盤の確立を目指して



平成17年12月
羽 村 市

羽村市行財政改革推進プランの策定にあたって

地方自治体を取り巻く環境は、少子化による人口減少時代の到来、高齢化による行政需要の増大、厳しい財政状況など、社会経済状況の変化により大きく変わってきております。

このような中で、地方自治体には、地域住民のニーズに応じて自主的、自律的に創意工夫を発揮できるしくみ、つまり、住民の負担と選択に基づく地域にふさわしい公共サービスを提供する地方分権型システムへの転換が求められています。

また、公共サービスを、行政がすべて担うのではなく、市民団体、NPO、民間企業など様々な主体が自治体と協働して公共を担う「新しい公共空間」の形成が、今後の自治体経営にとって重要な要素となってまいります。

羽村市では、平成6年度から平成16年度まで、3次にわたる行政改革を推進してきましたが、この中で、事務事業の整理合理化、民間委託の推進、職員定数の削減など、行政のスリム化・効率化に取り組み、約19億3千万円の効果額を生み出すとともに、市民サービスの維持・向上に努めてきました。

しかし、行政改革は、自らの責任のもとに不断に取り組む必要があるとともに、今後の分権型社会に対応した簡素で効率的な自治体経営の実現に向けた取り組みを進め、持続可能な地域社会を創っていく必要があります。

そこで、引き続き、行財政全般にわたる改革を推進するため、昨年度、学識経験者、民間事業者、公募市民等により構成する羽村市行政改革審議会を設置し、新たな行財政改革の方向性についてご審議をいただき、平成17年3月に答申をいただきました。

この「羽村市行財政改革推進プラン」は、この答申を最大限尊重するとともに、同年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」等を踏まえて策定したものです。

今後、このプランに基づき、全職員が一丸となって、行財政改革を推進してまいります。プランの実現を図るためには、何よりも市民の皆様のご理解とご協力が不可欠であります。このため、市民の皆様へプランを公表し、市民の皆様とプランを共有しながら改革に取り組んでまいります。

平成17年12月

羽村市長 並木 心

◇ 目 次 ◇

| | |
|--|-----------|
| I. プランの名称と目的・計画期間 | 1 |
| 1. プランの名称 | 1 |
| 2. 目的 | 1 |
| 3. 計画期間 | 1 |
| II. プラン策定の背景と必要性 | 2 |
| 1. これまでの取り組みと成果 | 2 |
| 2. プラン策定の必要性 | 5 |
| (1) 財政運営の現状と課題 | 5 |
| (2) 新地方行革指針との整合 | 9 |
| (3) 羽村市政世論調査等の結果反映 | 10 |
| (4) 今後の行財政改革の取り組みに向けた課題 | 11 |
| III. 行財政改革の目標 | 12 |
| 行財政改革の目標 | 12 |
| IV. 目標の実現に向けた取り組み | 14 |
| 基本方針1 改革を担う職員の意識改革・定員管理及び給与の適正化 | |
| 1. 職員の意識改革 | 15 |
| 2. 人事評価制度の改革 | 16 |
| 3. 多様な任用・勤務形態の検討 | 18 |
| 4. プロジェクトチームの設置 | 19 |
| 5. 職員の官民、自治体間交流の推進 | 20 |
| 6. 組織の見直し | 21 |
| 7. 定員管理の適正化 | 22 |
| 8. 給与等の適正化 | 23 |
| 9. 職員福利厚生事業の適正化 | 24 |
| 10. 人材の育成 | 24 |
| 基本方針2 市民参画の推進・「新しい公共空間」の形成 | |
| 1. 市民参画の推進 | 26 |
| 2. 「新しい公共空間」の形成 | 27 |

基本方針3 新たな行政手法の活用

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 行政経営のマネジメント | 30 |
| (1) P D C Aサイクルの推進 | 30 |
| (2) 行政評価の活用 | 31 |
| 2. 官民の連携による公共サービスの提供 | 32 |
| (1) 官民の役割分担の明確化 | 32 |
| (2) アウトソーシング（外部委託）の推進 | 33 |
| (3) 指定管理者制度の活用 | 35 |
| (4) 公共施設整備手法の導入検討 | 38 |
| (5) 地方独立行政法人制度の導入検討 | 38 |
| (6) 市場化テスト（官民競争入札制度）の導入検討 | 38 |
| (7) 構造改革特別区域などの検討 | 39 |
| 3. 市民の視点に立った公共サービス | 39 |
| (1) 市民の意向把握と情報提供 | 39 |
| (2) 公共サービスの水準の総点検 | 41 |
| (3) 公共施設等におけるサービスの向上 | 41 |
| (4) 電子自治体の推進 | 44 |

基本方針4 財政の健全化

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 中期財政計画の策定 | 48 |
| 2. 部ごとの予算枠配分制度の充実 | 48 |
| 3. 歳入の確保 | 49 |
| (1) 市税収入の確保と収納率の向上 | 49 |
| (2) 公共サービスにおける受益者負担の適正化 | 51 |
| 4. 歳出の縮減 | 54 |
| (1) 公共サービスのあり方の総点検 | 54 |
| (2) 補助金等の見直し | 57 |
| (3) 入札・契約制度の改善 | 58 |
| (4) 公共施設維持管理適正化計画の策定 | 59 |
| (5) 公営企業の経営健全化 | 60 |
| (6) 特別会計の経営健全化 | 61 |
| (7) 公社など出資団体等の経営健全化 | 62 |
| 5. 財政状況の公表 | 63 |

| | |
|-------|----|
| 用語の解説 | 65 |
|-------|----|

I. プランの名称と目的・計画期間

1. プランの名称

「羽村市行財政改革推進プラン」

2. 目的

市では、これまで、3次にわたる行政改革を積極的に推進してきたが、行政改革は不断に取り組むべき課題であり、今後の社会経済情勢の変化や地方分権^{*}に対応したスリムで効率的な行財政運営の推進を図るため、行財政全般にわたる改革に取り組み、第四次羽村市長期総合計画の実現を目指すことを目的とする。

3. 計画期間

本プランは、平成17年度を始期とし、平成21年度を終期とする5年間の計画とする。

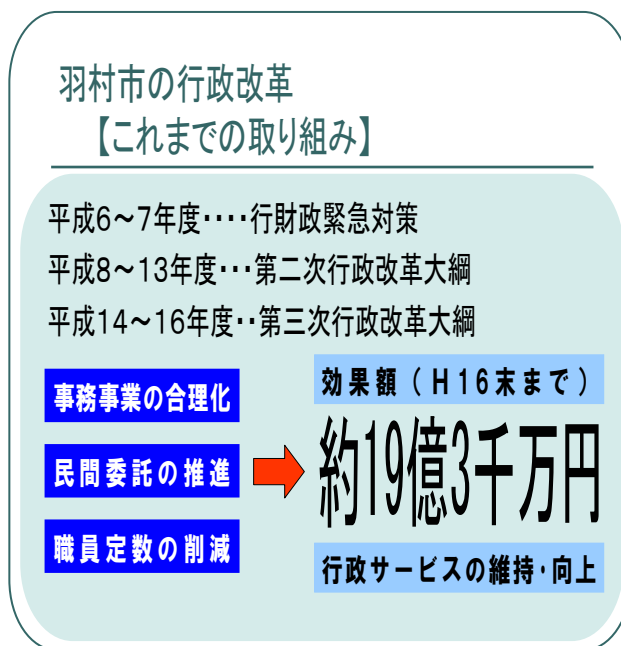
なお、計画期間中における社会経済情勢の変化等については、その都度見直しを行い、必要に応じてプランに反映することとする。

また、第四次長期総合計画・後期基本計画（平成19年度～23年度）との関連についても、同計画策定後、必要に応じて見直しを図ることとする。

Ⅱ. プラン策定の背景と必要性

1. これまでの取り組みと成果

羽村市では、他の自治体に先駆け、財政の健全性の維持・向上を図るため、昭和 61 年度から行政改革に取り組んできたが、具体的な計画に基づく行政改革の取り組みは、平成 6 年度から平成 7 年度までの「行財政緊急対策」、平成 8 年度から平成 13 年度までの「第二次行政改革大綱」、平成 14 年度から平成 16 年度までの「第三次行政改革大綱」により推進してきたところである。これまでの 3 次にあたる行政改革により、事務事業の整理合理化、民間委託の推進、職員定数の削減などによる経費の縮減、事務事業の効率化を図り、平成 16 年度末までに、約 19 億 3 千万円の効果額を生み出すなどの大きな成果をあげるとともに、行政サービスの維持・向上に努めてきた。



平成 6～16 年度までの行政改革の効果額

(単位：件、千円)

| 年 度 | 実施計画事業数 | | 実施計画等に基づく効果額 | 備 考 |
|-------|---------|-----|--------------|---------------------------------------|
| | 計 画 | 完 了 | | |
| 平 6～7 | — | — | 493, 173 | 行財政緊急対策に基づく計画 |
| 8～9 | 255 | 151 | 311, 222 | 第二次行政改革大綱に基づく計画（国の指針に基づき平成 10 年度一部改定） |
| 10～13 | | 96 | 738, 180 | |
| 14～16 | 152 | 112 | 387, 909 | 第三次行政改革大綱に基づく計画 |
| 計 | 407 | 359 | 1, 930, 484 | |

○ 第三次羽村市行政改革大綱の取り組みの成果と次期プランとの継続性

「第三次羽村市行政改革大綱（平成 14～16 年度）」は、羽村市行政改革審議会の答申を踏まえ、平成 14 年 1 月に策定し、平成 14 年度から取り組みを進めてきた。

第三次の行政改革は、効率的で最高の公共サービス*を目指して、「スピード感覚」、「コスト意識」、「サービス精神」、「チャレンジ精神」を発揮しながら、次の 4 つの柱に基づいて取り組むこととした。

【第三次羽村市行政改革大綱の4つの柱】

- (1) 仕事や職員に根付いてしまった固定概念を破る。
- (2) スリムで動きの早い市役所や職員をつくる。
- (3) 市民と協働^{*}する。
- (4) 広域的な視野に立つ。

具体的には、この4つの柱に沿って、「第三次行政改革大綱実施計画」に152の事業を掲げ、計画達成に向けて積極的に取り組んできた結果、3カ年で、約3億8千8百万円の効果額を生み出すなど、一定の成果をあげた。

これらの取り組みの成果については、行政改革推進本部（本部長：市長）で検証を行った。

【取り組みの成果】

4つの柱ごとの成果を見ると、「仕事や職員に根付いてしまった固定概念を破る。」では、各種審議会等の見直しのための指針の策定、国際交流員の配置方法の変更、事務事業評価システムの導入、市役所の土日窓口開庁の実施、図書館など公共施設の開館日、開館時間の拡大、補助金の見直し、庁内LANの整備、民間人の登用などにより、事務事業の見直し、公共サービスの向上、民間の経営感覚の導入などが図られるとともに、職員の意識改革が進んだ。

「スリムで動きの早い市役所や職員をつくる。」では、職員行動指針の策定、窓口対応のための接遇マニュアルの作成、職員定員の適正化、嘱託職員等の活用、組織の見直し、人事考課制度の充実などにより、公共サービスの向上、組織のスリム化、職員の資質の向上を図り、市役所はサービス業とする顧客志向の徹底、組織のスリム化等が図られた。

「市民と協働する。」では、情報公開、個人情報保護制度の充実、市民との対話の推進、まちづくり推進サークル支援制度の導入、公園の里親制度の導入などにより、情報提供、市民参画、市民との協働事業の推進が図られた。

また、「広域的な視野に立つ」では、住民票の広域交付、図書館の広域利用などの広域行政の推進に努めた結果、市民サービスの利便性の向上が図られた。

事業の達成度で見ると、全体では、152事業のうち、112事業が完了し、達成率は、73.7%であった。

なお、一部完了とした事業のほか、市役所のIT化の推進など多額の経費を要する事業、時期尚早として延期した事業など、残りの40事業については、本プランにおいて継続して取り組むこととした。

「第三次羽村市行政改革大綱実施計画」実施結果一覧

| 区 分 | 計画 総数 | 平成14～16年度3か年の実施結果 | | | | | | | |
|--------------------------------|----------|-------------------|--------|------|-------|-----|-------|------|-------|
| | | 完 了 | | 一部完了 | | 未完了 | | 計画延期 | |
| 1 仕事や職員に根付いてしまった固定観念を破る | 102 | 78 | 76.5% | 16 | 15.7% | 2 | 2.0% | 6 | 5.9% |
| (1) 事務事業の見直し | 18 | 13 | 72.2% | 4 | 22.2% | 0 | 0.0% | 1 | 5.6% |
| (2) 行政評価システムの導入(No.19) | 1 | 1 | 100.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| (3) 窓口サービスの向上 | 16 | 15 | 93.8% | 1 | 6.3% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| (4) 補助金などの見直し | 22 | 19 | 86.4% | 1 | 4.5% | 2 | 9.1% | 0 | 0.0% |
| (5) ITの活用 | 15 | 10 | 66.7% | 3 | 20.0% | 0 | 0.0% | 2 | 13.3% |
| (6) 委託化及び民営化の推進(No.74～84) | 11 | 5 | 45.5% | 4 | 36.4% | 0 | 0.0% | 2 | 18.2% |
| (7) 施設の有効活用と施設の充実(No.85～89) | 5 | 5 | 100.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| (8) 財政の健全化と効率的な財政運営 | 14 | 10 | 71.4% | 3 | 21.4% | 0 | 0.0% | 1 | 7.1% |
| 2 スリムで動きの早い市役所や職員をつくる | 21 | 14 | 66.7% | 6 | 28.6% | 1 | 4.8% | 0 | 0.0% |
| (1) 職員の意識改革と人材育成(No.104～108) | 5 | 4 | 80.0% | 0 | 0.0% | 1 | 20.0% | 0 | 0.0% |
| (2) 定員管理(No.109～112) | 4 | 3 | 75.0% | 1 | 25.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| (3) 組織・機構(No.113～115) | 3 | 2 | 66.7% | 1 | 33.3% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| (4) 人事管理(No.116～120)※No.119は再掲 | 4 | 3 | 75.0% | 1 | 25.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| (5) 給与管理(No.121～125) | 5 | 2 | 40.0% | 3 | 60.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 3 市民と協働する | 21 | 14 | 66.7% | 6 | 28.6% | 1 | 4.8% | 0 | 0.0% |
| (1) 情報の公表(No.126～130) | 5 | 4 | 80.0% | 1 | 20.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| (2) 市民参加の推進(No.131～143) | 13 | 9 | 69.2% | 4 | 30.8% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| (3) 外郭団体等との協働(No.144～146) | 3 | 1 | 33.3% | 1 | 33.3% | 1 | 33.3% | 0 | 0.0% |
| 4 広域的な視野に立つ(No.147～154) | 8 | 6 | 75.0% | 1 | 12.5% | 1 | 12.5% | 0 | 0.0% |
| 合 計 | 152 | 112 | 73.7% | 29 | 19.1% | 5 | 3.3% | 6 | 3.9% |

状況の定義

- 完 了 : 平成16年度末までに、行政改革大綱の実施計画事業を全て達成した事業
- 一部完了 : 3か年計画のうち、当初計画の一部は達成したが、全体では達成できていない事業
- 未完了 : 平成16年度末までに、行政改革大綱の実施計画事業が達成できていない事業
- 計画延期 : 法や制度の改正、現在の社会状況などやむをえない事情で当初計画を延期した事業

2. プラン策定の必要性

行政改革の継続性の観点から、「第三次行政改革大綱実施計画」において完了できなかった事業を本プランに引き継ぐこととしたが、今後、社会経済情勢の変化に対応した地方分権型行政システムを構築するためには、経営の視点を取り入れたより積極的な行政財改革に取り組み、第四次羽村市長期総合計画の時代の変化に対応した行財政運営に掲げる「スリムで効率的な自治体経営」の実現に努めていく必要がある。

第四次羽村市長期総合計画（計画期間：H14～H23）では、地方分権が進展する中で、地方自治体には、自らの判断と責任に基づく自主・自立の行財政運営が求められていること、また、一方では、少子高齢化や情報化などの急速な進展、経済の低成長化、グローバル化など、時代の大きな変革の中で、様々な行政課題が山積していることがあげられている。

こうした変化に対応するため、同計画では、地方分権の進展に対応した自立性・独自性の高い自治体を目指し、効果的・効率的な行財政運営と、公共サービスの向上を図るための新たな行政システムの構築に取り組むとともに、広域的な連携による行政運営を推進していくこととしている。

そして、このような行財政運営を進めていくため、強固でかつ弾力的な財政基盤を確立していくこととしている。

（1）財政運営の現状と課題

羽村市では、昭和30年代後半から、先人の進取の気性とたゆまぬ努力により、職住近接のまちづくりを進め、都市基盤整備と工場誘致を行ってきた。この結果、人口の増加とともに、企業からの税収が市の財政に大きく寄与し、市税収入は、他市に比べ恵まれた水準を保つことができ、昭和55年度から平成11年度までの20年間、地方交付税^{*}の不交付団体として、健全な財政運営を維持してきた。

その後、バブル経済の崩壊による市民税法人分を中心とした市税の減収により、平成12年度から平成14年度までの3年間、地方交付税の交付団体となったが、平成15年度からは、不交付団体に復帰し、現在に至っている。

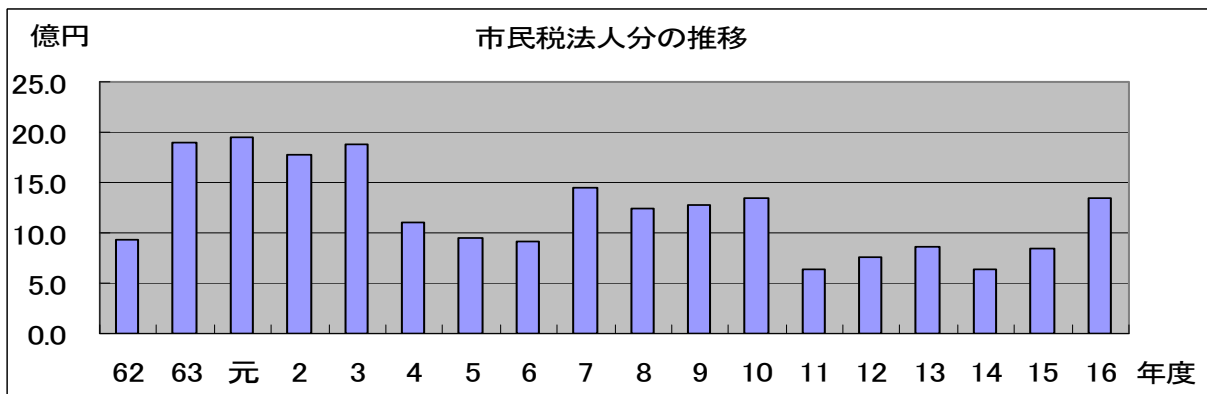
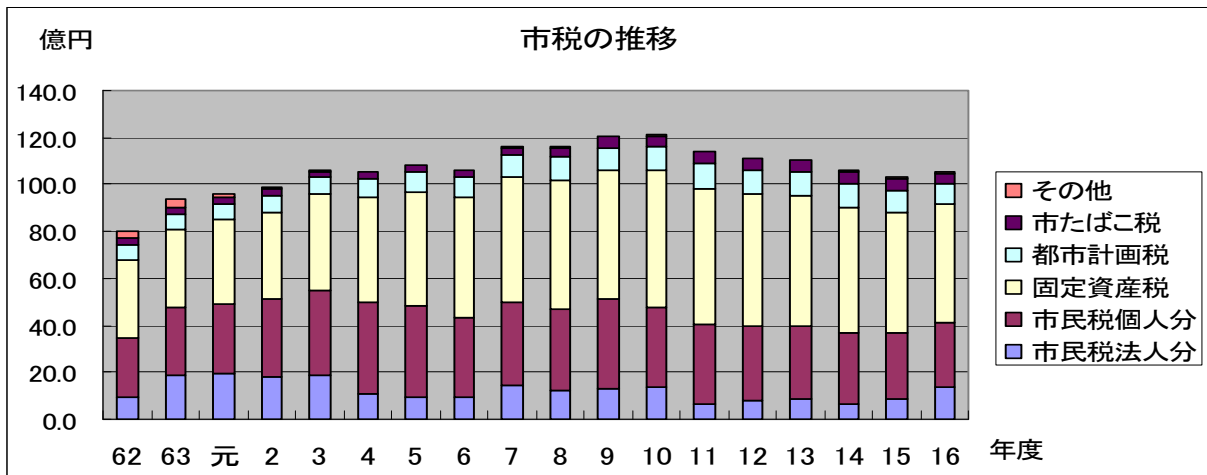
しかし、この要因は、地方交付税制度の見直しによるところが大きく、財政の実態は、歳入の根幹となる市税収入のうち、固定資産税や市民税個人分などは依然として減収が続いており厳しい状況となっているのが現状である。

【市税収入の推移】

市税収入の推移は、以下のとおりであるが、平成10年度の121億円をピークに年々減少し、平成16年度では約105億円となり、平成10年度と比較すると16億円の減少となっている。

この主な要因は、景気の低迷等による市民税法人分、個人分の減収、地価の下落による固定資産税・都市計画税の減収などによるものである。

このうち、市民税法人分の推移をみると、他の税目よりも年度間の変動が大きい。このことは、市財政が景気の変動の影響を受けやすい状況にあるといえる。



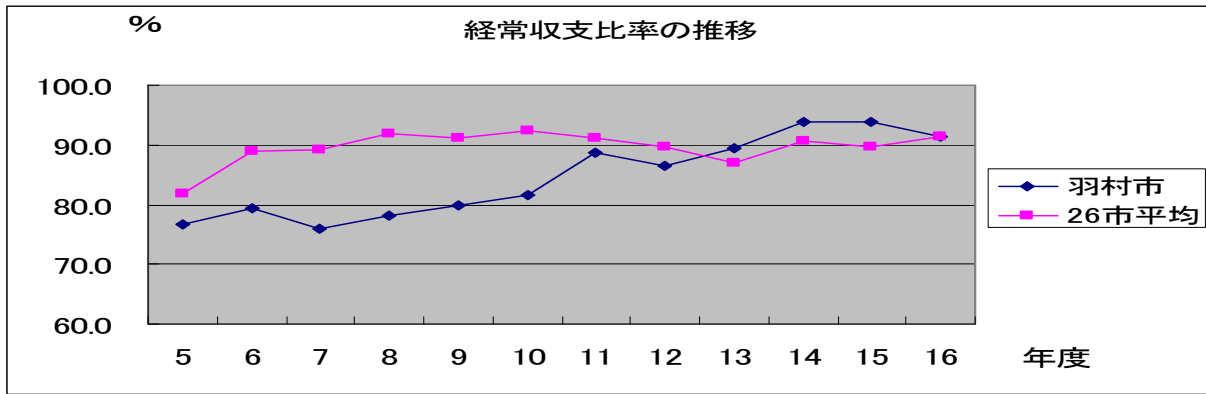
| 区分 | 62 | 63 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
|----------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市税決算額 | 80.0 | 93.5 | 95.9 | 98.8 | 106.0 | 105.6 | 108.4 | 106.3 | 116.1 | 115.9 | 120.7 | 121.0 | 114.1 | 111.4 | 110.5 | 105.9 | 103.1 | 105.4 |
| うち市民税法人分 | 9.3 | 18.9 | 19.4 | 17.8 | 18.8 | 11.0 | 9.6 | 9.2 | 14.5 | 12.4 | 12.8 | 13.4 | 6.4 | 7.6 | 8.6 | 6.4 | 8.5 | 13.4 |

【主な財政指標の推移】

① 経常収支比率*の推移

経常収支比率は、経常的な経費（人件費・扶助費*・公債費*など）が経常的な一般財源（市税・地方譲与税*など）に占める割合で、財政構造の弾力性を計る数値である。数値が高くなるほど、新たな行政需要の発生や経済変動に対処しにくくなるといわれている。

羽村市の状況は、平成14年度・平成15年度と2年連続で過去最高の93.9%となり、平成16年度は91.5%と改善したものの、依然90%を超える状況となっている。財政の弾力性を保ち、健全な財政運営を図るためには、この経常収支比率を引き下げていくことが必要である。



経常収支比率の推移 (単位: %)

| 区分 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 羽村市 | 76.7 | 79.5 | 75.9 | 78.1 | 79.8 | 81.7 | 88.8 | 86.6 | 89.4 | 93.9 | 93.9 | 91.5 |
| 26市平均 | 81.8 | 89.0 | 89.3 | 91.9 | 91.1 | 92.5 | 91.2 | 89.6 | 87.1 | 90.7 | 89.8 | 91.3 |

*26市平均は(財)東京都市町村自治調査会資料等を参照

*平成12年度までは「減税補てん債または臨時税収補てん債を経常一般財源等に加えない場合」の数値を、平成13年度以降は「減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等に加えた場合」の数値

② 公債費比率*と市債*残高の推移

公債費比率は、地方公共団体がこれまでに借り入れた地方債の元利償還金が一般財源に占める割合で、10%を超えないことが望ましいとされている。

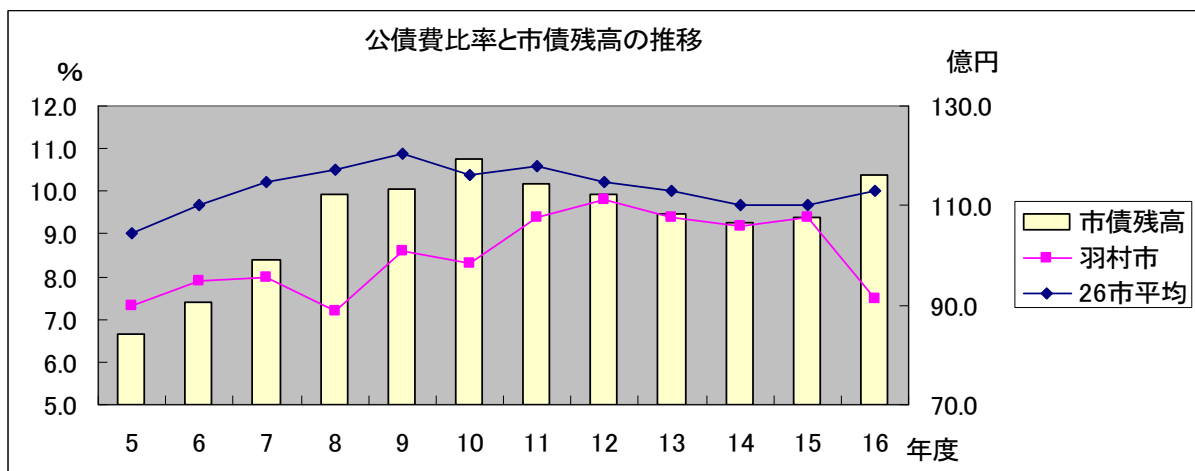
羽村市の平成16年度の数値は、前年度より1.9ポイント減の7.5%と大きく減少したが、これは、前年度において多額の市債償還が終了になったことにより公債費が減少し、一方で市税が増収となったことによるものである。

また、この数値は26市平均より2.5ポイント下回る数値となっている。

しかし、この数値は一時的な要因により減少したもので、今後、中長期的な視点で抑制を図っていく必要がある。

また、市債残高は、平成16年度に生涯学習施設(仮称)西棟事業債など20億9,810万円の借り入れを行い116億円となっている。

今後も、新たな行政需要に対応する財源確保が課題となってくるが、公債費(市債)が市財政を圧迫しないよう計画的な借り入れを行っていく必要がある。



公債費比率と市債残高の推移

(単位：％、億円)

| 区 分 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
|----------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 羽 村 市 | 7.3 | 7.9 | 8.0 | 7.2 | 8.6 | 8.3 | 9.4 | 9.8 | 9.4 | 9.2 | 9.4 | 7.5 |
| 26 市 平 均 | 9.0 | 9.7 | 10.2 | 10.5 | 10.9 | 10.4 | 10.6 | 10.2 | 10.0 | 9.7 | 9.7 | 10.0 |
| 市 債 残 高 | 84.3 | 90.7 | 99.0 | 112.4 | 113.2 | 119.3 | 114.4 | 112.3 | 108.4 | 106.5 | 107.5 | 116.0 |

*26市平均は（財）東京都市町村自治調査会資料等を参照

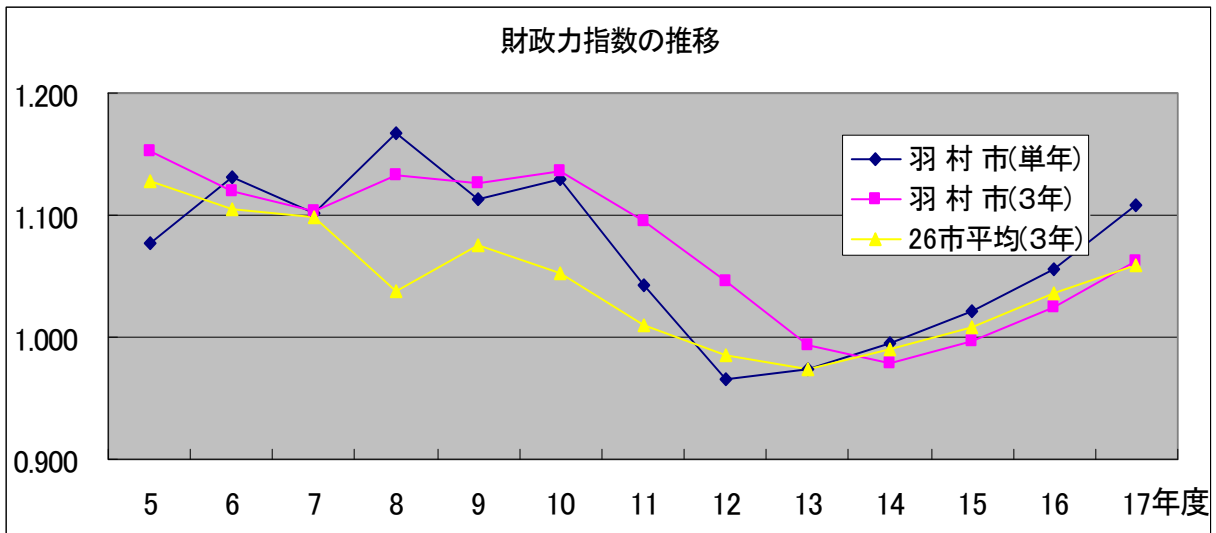
*市債残高は一般会計

③ 財政力指数の推移

財政力指数は、普通交付税^{*}で算定する基準財政収入額を基準財政需要額で除して求める数値で、「1」を上回ると財政的に余裕があるとされる数値である。あくまで算定上の数値であるため、実際の予算・決算とは一致しない数値である。

羽村市においては、単年度では、平成12年度から平成14年度までは「1」を下回り普通交付税が交付される交付団体となっていたが、平成15年度から再び「1」を上回り、以後、平成17年度まで普通交付税が交付されない不交付団体となっている。

この要因は、地方交付税制度の改正により交付税総額が削減されたことなどが影響しているが、市税のうち、固定資産税、市民税個人分等については、依然、減少傾向にあるため、財政状況が改善されたものではない。



財政力指数の推移

| 区 分 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 羽 村 市(単年) | 1.077 | 1.131 | 1.102 | 1.167 | 1.113 | 1.129 | 1.043 | 0.965 | 0.973 | 0.995 | 1.022 | 1.055 | 1.109 |
| 羽 村 市(3年) | 1.152 | 1.119 | 1.103 | 1.133 | 1.127 | 1.136 | 1.095 | 1.046 | 0.994 | 0.978 | 0.997 | 1.024 | 1.062 |
| 26市平均(3年) | 1.128 | 1.105 | 1.098 | 1.037 | 1.075 | 1.052 | 1.010 | 0.986 | 0.973 | 0.990 | 1.008 | 1.036 | 1.059 |

*26市平均は（財）東京都市町村自治調査会資料等を参照

*単年はその年度、3年は3年平均

【財政運営の課題】

以上、財政運営の現状を明らかにしてきたが、こうした現状を踏まえ、羽村市がかかえる課題については、まず、歳入面では、市民税法人分に依存する割合が高いことから、景気の変動に影響されやすい状況となっているため、年度間調整を図るための財政調整基金^{*}などの確保に努め、景気の変動に弾力的に対応できる体質に改める必要があること、また、今後、自主財源の確保を図っていく必要があるが、独自に新たな税目を設けることは市民の理解などの点か

ら難しいため、受益者負担の適正化や市税の収納率の向上に努めていく必要がある。

歳出面では、義務的経費における人件費の抑制、これまでの公共施設の整備や行政需要に伴って増大してきた物件費、維持補修費の抑制及び事務事業全般にわたる見直しを行い、歳出の縮減に努めていく必要がある。

また、今後は、財政収支の均衡を図っていくため、中期的な財政見通しの計画を策定していく必要がある。

(2) 新地方行革指針との整合

国においては、行政改革は不断に取り組むべき課題であり、引き続き、構造改革の重要な柱の一つとして、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」等の観点から強力に推進していく必要があるとし、「今後の行政改革の方針」を、平成16年12月24日、閣議決定した。

この方針を受け、総務省は、平成17年3月29日付で「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」を示し、地方公共団体についても積極的な行政改革の推進に努めるよう助言している。

この指針では、新たな行政改革大綱等の策定または従来の行政改革大綱の見直しと、行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、次に掲げる事項を中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を、平成17年度中に公表することとしている。

なお、地方公営企業についても、同様に、以下の①、②、③、④及び⑥の事項に関する集中改革プランを公表することとしている。

【集中改革プランに掲げる事項】

- ① 事務・事業の再編・整理、廃止、統合
- ② 民間委託等の推進（指定管理者制度*の活用を含む。）
- ③ 定員管理の適正化
- ④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
- ⑤ 第三セクター*の見直し
- ⑥ 経費節減等の財政効果
- ⑦ その他

これらの新地方行革指針において示された事項については、本プランに盛り込み、「集中改革プラン」としての位置付けも兼ねていくこととする。

なお、地方公営企業（水道事業）に関する「集中改革プラン」についても、本プランに盛り込むこととする。

(3) 羽村市政世論調査等の結果反映

市では、市政に市民の意見を反映させるため、定期的に調査を実施しており、直近では、平成17年9月に調査（速報版）を実施した。この調査では、過去2回、「行政改革に関する質問」を行い、その結果は、次のとおりである。

【質問項目】

「市は、どのような考え方で行政改革を進めたらよいと考えますか。」

| 項目 | 平成17年度 | | 平成15年度 | |
|---------------------|--------|-------|--------|-------|
| | 順位 | 割合 | 順位 | 割合 |
| 事務・事業や補助金・交付金などの見直し | 1 | 26.1% | 1 | 14.5% |
| 受益者負担の適正化 | 2 | 18.9% | 2 | 13.7% |
| 事業の民間委託等による職員数の削減 | 2 | 18.9% | 4 | 11.0% |
| 休日や夜間の窓口サービスに力を入れる | 4 | 13.9% | 3 | 11.9% |
| 近隣自治体との広域行政の推進 | 5 | 4.2% | 5 | 6.5% |
| OA化、情報化の推進 | 6 | 3.5% | 6 | 3.6% |
| その他 | 7 | 1.2% | 7 | 0.5% |
| 特になし、不明、無回答 | | 13.3% | | 38.3% |

※凡例 平成17年度 調査数 1,000人 回答数 769人 回収率 76.9%
平成15年度 調査数 500人 回答数 219人 回収率 43.8%

以上の結果は、本プランの中に反映させていくこととする。

これまで、市財政の現状と課題に触れてきたが、今後も経済の低成長化により大幅な税収の増加が見込まれないこと、また、三位一体改革^{*}による国庫補助負担金の削減などから歳出改革を進める必要がある。また、一方で、少子高齢化、高度情報化などによる行政需要の増大が見込まれる。このような状況を踏まえると、今後は、市民に最も身近な基礎自治体として、地域の特性を踏まえた公共サービスを提供していくことが重要であるが、限られた財源の中で公共サービスを低下させないためには、地域経営という視点で改革を進めていくことが肝要となる。

このため、公共のあり方を根本的に考え直す必要があり、官民の担うべき範囲を明確にし、これまで行政がすべてを担っていた公共サービスは、「民間に任せられるものは民間に」という観点から、可能な限り民間委託、官民の連携などによりアウトソーシング^{*}を推進していくことが重要である。

また、行政も民間も共に役割を担える領域においては、地域における様々な主体がそれぞれの立場で公共を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという「新しい公共空間^{*}」を形成していくことが地域経営を行っていくうえで重要となってくる。

こうした経営の視点に立った行財政運営への転換を図るとともに、市政情報の積極的な提供、

市民参画機会の拡大など、行政の透明化をさらに進め、より一層の市民サービスの向上に努めていくことが必要である。

(4) 今後の行財政改革の取り組みに向けた課題

以上の点を踏まえると、次のような課題があげられる。

【課題】

- ① 三位一体改革など地方分権の進展により、自主・自立の行財政運営が求められるなかで、経営の視点に立った新たな行政手法の活用を図っていくこと。
- ② 行政の透明性を促すため、情報共有を目的とした市民の参画・市民との協働の推進、第三者による外部評価制度や外部監査制度などを推進すること。
- ③ 今後の羽村市は、公共施設の整備水準の向上に伴い、財政需要等の増加が見込まれるため、これらに係る経費の縮減を図るため、一層の効率化が求められること。
- ④ 今後の税収動向を踏まえ、公共サービスを低下させないためには、歳入・歳出全般にわたる改革が必要であること。このため、公共サービスの総点検による官民の役割分担の明確化を図り、官民の連携、地域協働*による公共サービスのあり方を検討する必要があること。
- ⑤ 高度情報化社会に対応するため、情報通信技術を活用した公共サービスの充実を図る必要があること。

Ⅲ. 行財政改革の目標

行財政改革の目標

これまで、市の財政運営の現状、今後の行財政改革の取り組みに向けた課題を明らかにしてきたが、こうした現状と課題を踏まえるとともに、新地方行革指針における集中改革プランの改革事項、世論調査結果などを総合的に考慮し、今後、市が目指す第四次羽村市長期総合計画の実現を図るための行財政改革の目標については、次のとおりとする。

【目標】

目標 1 自主・自立の自治体経営の確立

目標 2 安定した財政基盤の確立

目標 1 自主・自立の自治体経営の確立

市民・地域社会の声に応え、その力に支えられた透明度の高い行財政運営を目指すため、市民ニーズの的確な把握に努めるとともに、市民が市の行財政運営に対して的確に判断を行える基盤をつくるため、行政の透明性、市民参画を推進する。

また、定員管理の適正化、給与の適正化を推進する。

行財政運営の内容を地域経営と位置付け、経営の視点に立った公共サービスのあり方を総点検し、官民の役割分担の明確化を図ったうえで、民間委託の推進、官民の連携、「新しい公共空間」の形成による地域協働を推進し、スリム化・効率化による持続可能な自主・自立の行財政運営の基盤づくりを目指す。

なお、取り組みの成果が全体として自主・自立の自治体経営の確立に結びつくよう、指標を設定して数値的に把握しながら、着実実施する。

目標 2 安定した財政基盤の確立

収支の均衡を図り、健全な財政状況へと導いていくためには、将来を見据えた財政構造の改革が求められる。このため、公共サービスの総点検を通じて事務事業の徹底的な見直しを行うなど、財政健全化に向けた取り組みを強力に進め、効率的・効果的な財政運営の実現を目指す。

また、経済事情の著しい変動、災害の発生等により、緊急に対応しなければならない事業などにより、財源不足が生じたときなど、年度間の財源の不均衡を調整するために必要な基金を確保する。

こうした取り組みを通じて、必要なときに必要な公共サービスを提供するために資源を投入できる柔軟な財政運営に欠かせない基盤を確立する。

なお、取り組みの成果が全体として安定した財政基盤の確立に結びつくよう、指標を設定して数値的に把握しながら、着実実施する。

IV. 目標の実現に向けた取り組み

市が目指す行財政改革の目標を踏まえ、その実現に向けた取り組みの柱を次のとおり定める。

【取り組みの柱】

基本方針1 改革を担う職員の意識改革・定員管理及び給与の適正化

基本方針2 市民参画の推進・「新しい公共空間」の形成

基本方針3 新たな行政手法の活用

基本方針4 財政の健全化

基本方針 1 改革を担う職員の意識改革・定員管理及び給与の適正化

現在、国においても公務員制度改革が進められようとしているが、その内容は、成果主義、成績主義などを採り入れるなど、抜本的な見直しが行われる予定である。

分権型行政システムへの転換を図っていくためには、自治体の職員が、これまでの国の政策の受け手から政策の作り手へと意識を変革し、市民ニーズや地域の特性を生かした独自の政策を形成していく能力を具えていかなければならない。

そこで、職員の人材としての育成を図るため、職員研修を充実していくほか、職員の官民交流、専門的識見を有する人材の登用、公共サービスの官民連携による人材交流などを進めていくことが必要である。

定員管理については、社会経済情勢等の変化を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化を進める。

給与については、業務の性格や内容を踏まえつつ、市民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化に取り組むこととする。

1. 職員の意識改革

職員の意識改革を進めるためには、まず、仕事の進め方を改革していくことが必要である。仕事は成果はもとより、マネジメントサイクル^{*}の各プロセスを重視していくことが重要である。

このプロセスを直接担うのは職員であり、改革を円滑に進めるためには、すべての職員が、このプロセスを担う意識を共有していくことが必要である。

そして、このことにより職員の士気が高まり、組織が活性化され、はじめて改革が推進されるとともに、日常業務の中で改善が積み重ねられる組織風土を醸成する。

| | | | | | |
|----------------|---|-----------------------|-------|--------------|-------|
| 項目番号 | 1 | | | | |
| 改革項目 | 組織目標の共有化による目標管理制度の導入 | | 推進責任者 | 企画課長 職員課長 | |
| 改革の目的 | 目標達成及び職務遂行能力評価に基づく人事管理を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 組織全体の目標、部・課の目標を共有するとともに、個々の職員や係ごとの目標を設定し、進行管理を通じて、その達成度を評価する目標管理制度を導入する。 また、業務の遂行を通じて、個々の職員の仕事や能力の評価を行い、人事評価に反映する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 職員の意識改革と改革を推進する組織文化が醸成される。 2. 仕事のプロセスが重視され、評価をされるという仕組みが構築される。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | — | 1. 制度の検討 2. 試行・見直し | 実施 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|--------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 2 | | | | |
| 改革項目 | 職員業績表彰制度の改善、充実 | | | 推進責任者 | 職員課長 |
| 改革の目的 | 職員の意識改革を促進し、職場内の活性化と職員同士に競争原理を導入することで、職員からの自発的な行財政改革の実行を目指す。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 「羽村市職員表彰規程」を見直し、活発に意見が飛び交い、改革が推進される職場環境を構築する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 仕事に対する意識改革と自発的な行財政改革が実行できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 職員業績表彰制度の改善点の調査及び検討 | 規程の見直し | 改善実施 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|--------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 3 | | | | |
| 改革項目 | 職員提案制度の改善、充実 | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 職員の士気の高揚及び改革、改善意欲の活性化を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 「羽村市職員の提案及び改善報告に関する規程」を見直し、職員提案に基づく行財政改革を実行する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 組織の活性化が図られ、日常業務の中で改善が積み重ねられる組織風土が醸成される。 年度目標数値は、職員提案数 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 規程の見直し検討 | 規程の見直し | 改善実施 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | 25件 | 30件 | 40件 | 50件 | 60件 |

2. 人事評価制度の改革

職員の士気の高揚と公務能率の向上を図りながら、ますます複雑・高度化する業務を円滑に遂行していくため、年齢、経験年数などの年功的要素を重視したこれまでの人事制度のあり方を見直し、努力し成果を上げれば報われる制度の導入などの検討を進めていくこととする。

また、導入にあたっては、職員一人ひとりの能力を最大限に生かすとともに、組織全体の機能の向上を図るため、制度の公平性・透明性・納得性・客観性を高めていく工夫を行っていくとともに、評価結果については、職員に開示していく。

| 項目番号 | 4 | | | | | 第三次行政改革継続事業 | | | | |
|----------------|---|--|-------|--|-------|-------------|-------|------|-------|--|
| 改革項目 | 新たな人事評価制度の導入 | | | | | 推進責任者 | | 職員課長 | | |
| 改革の目的 | 勤務実績に基づく人事評価制度の導入を図る。 | | | | | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 1. 査定給制度の検討 2. 勤務評定結果に基づく昇任・昇格への反映 3. 勤務評定結果等の人材育成への反映 | | | | | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた俸給構造への転換と、勤務実績をより的確に反映した昇給制度や勤勉手当制度が構築できる。 2. 勤務評定結果に基づく職員への指導助言ができる。 | | | | | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | | H18年度 | | H19年度 | | H20年度 | | H21年度 | |
| | - | | 制度の検討 | | 実施 | | 継続 | | 継続 | |
| 年度目標数値 | - | | - | | - | | - | | - | |

| 項目番号 | 5 | | | | | 第三次行政改革継続事業 | | | | |
|----------------|---|--|------------------------------|--|-------|-------------|-------|------|-------|--|
| 改革項目 | 査定給制度の導入 | | | | | 推進責任者 | | 職員課長 | | |
| 改革の目的 | 仕事ぶり(職責・業績・能力)を、給与に適切に反映することで、勤務評定に基づき、努力し成果を上げた職員が報われる制度とする。 | | | | | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 1. 査定給制度の導入 2. 昇給制度の改善(定期昇給と特別昇給の見直し) 3. 査定基準・方法(ルール)の明確化 | | | | | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 職員の士気の高揚を図ることができる。 | | | | | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | | H18年度 | | H19年度 | | H20年度 | | H21年度 | |
| | - | | 人事院勧告の中の給与構造の見直しを踏まえた制度構築の検討 | | 実施 | | 継続 | | 継続 | |
| 年度目標数値 | - | | - | | - | | - | | - | |

| 項目番号 | 6 | | | | | 第三次行政改革継続事業 | | | | |
|----------------|--|--|-------|--|-------|-------------|-------|------|-------|--|
| 改革項目 | 適正な人事配置 | | | | | 推進責任者 | | 職員課長 | | |
| 改革の目的 | 限られた職員数(人材)の中で、業務を円滑に推進していくため、適材・適所の人事配置を行う。 | | | | | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 1. 庁内公募制度の検討 2. 希望降任制度の検討 3. 職務等に係る希望・意見申出書の改善 | | | | | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 職員がその持てる能力をフルに発揮し、公務能率や組織パフォーマンスを向上させることができる。 | | | | | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | | H18年度 | | H19年度 | | H20年度 | | H21年度 | |
| | 検討 | | 実施 | | 継続 | | 継続 | | 継続 | |
| 年度目標数値 | - | | - | | - | | - | | - | |

3. 多様な任用・勤務形態の検討

今後、いわゆる「団塊の世代」の大量退職に伴う職員の知識やノウハウ等の喪失及び新規採用の職員の抑制により、職員の年齢構成の不均衡是正等に対応するため、民間経験者の採用、任期付採用※、再任用※・再雇用※、嘱託員、さらには臨時職員の活用等、多様な任用・勤務形態の効果的活用を図る。

| | | | | | |
|--------------|--|-----------------|----------------|-------|-------|
| 項目番号 | 7 | | | | |
| 改革項目 | 民間経験者の採用 | | | 推進責任者 | 職員課長 |
| 改革の目的 | 専門的知識や実務経験を有する優秀な職員の確保と在職する職員の能力の最大化を図り、経営感覚を醸成する。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 職員採用年齢を職種に応じて拡大する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 優秀な職員の確保、民間の発想を取り入れた行政運営の実現、適材適所の人事配置による人的資源の有効活用、専門的分野におけるプロフェッショナル化、他の職員への知識・意識の波及等が期待できる。 年度目標数値は、民間経験者採用数 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 保健師採用 | 一般技術職(土木)・保健師採用 | 年齢上限、職種等の検討・採用 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | 1人 | 3人 | — | — | — |

| | | | | | |
|--------------|--|-----------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 8 | | | | |
| 改革項目 | 任期付採用の検討 | | | 推進責任者 | 職員課長 |
| 改革の目的 | 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づく制度の導入を検討する。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 公務を担う職員は、新規学卒者等の採用・内部育成を基本としながらも、内部育成だけでは得られない特例業務等に必要の人材を、外部から期間を限定した上で登用できる制度の導入を検討する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 公務能率の向上と人件費の抑制が図られる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | ガイドラインの策定 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 9 | | | | |
| 改革項目 | 再任用・再雇用職員の活用 | | | 推進責任者 | 職員課長 |
| 改革の目的 | 豊かな行政知識と経験を持つ定年退職した職員の効率的な活用を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 1. 再雇用制度の見直しにより、再任用制度への統合の検討 2. 定年退職後に働く意欲と能力のある人材を、従前の勤務実績等に基づく選考等により任用する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 事務事業における効率性の向上と人件費の抑制が図られる。 年度目標数値は、再任用・再雇用職員数 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 再任用:1人 再雇用:7人 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | 8人 | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|----------------|---|--------|-------|-------|--------------|-------------|
| 項目番号 | 10 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 嘱託員・臨時職員等の活用 | | | 推進責任者 | 企画課長 職員課長 | |
| 改革の目的 | 窓口受付や定例的業務などについて、嘱託職員等の活用を図る。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 1. 嘱託職員等が行うべき業務内容の基準を明確化し、労務管理の一元化について、外部委託を視野に入れ検討する。 2. 嘱託職員等の行っている業務の見直しを行い、効率性・経済性を考慮し、人材派遣会社等への業務委託を検討する。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 業務における効率性の向上と人件費の抑制が図られる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 検討 | 弾力的な活用 | 継続 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — | |

4. プロジェクトチームの設置

行政課題に関するテーマに応じて、関係部署から職員を選抜して、組織横断的かつ年齢構成に配慮したプロジェクトチームを設置し、解決の方策を立案する。

その際、事業担当部門とも連絡調整を行いながら、解決策を検討する。

| | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 11 | | | | |
| 改革項目 | プロジェクトチームの設置 | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 行政需要の多様化に市民ニーズに適確に対応するとともに、職員の政策形成能力の向上を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 行政課題に対して、柔軟かつ迅速に対応していくため、組織横断的なプロジェクトチームを行政課題ごとに設置し、課題を解決する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 組織横断的な取り組みにより、行政課題を解決するとともに、職員が部課を越えた広い視点での政策形成能力の育成が図られる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | プロジェクトチームの設置及び活動 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

5. 職員の官民、自治体間交流の推進

職員研修、人材育成、組織の活性化などの観点から、研修、派遣制度を活用し、他の自治体間や民間事業所との交流を積極的に推進する。

| | | | | | | |
|--------------|---|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 項目番号 | 12 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 職員の官民、自治体間交流の推進 | | | 推進責任者 | 職員課長 | |
| 改革の目的 | 職員の資質の向上及び人材の育成を図る。 | | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 羽村市を取り巻く行政課題等について、既に先進的な取り組みを行っている他の自治体等との人事交流を働きかける。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 組織の活性化が図られる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 交流先の検討・働きかけ | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — | |

| | | | | | |
|----------------|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 13 | | | | |
| 改革項目 | 職員派遣の推進 | | | 推進責任者 | 職員課長 |
| 改革の目的 | 職員の資質の向上及び人材の育成を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 国の省庁や関係機関などに対し、職員派遣を働きかける。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 組織の活性化が図られる。 年度目標数値は、職員派遣数 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 1. 職員派遣の実施 2. 派遣先の検討・働きかけ | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | 1人 | 2人 | 1人 | 1人 | 1人 |

6. 組織の見直し

組織については、行政ニーズの変化や市民ニーズへの的確かつ迅速な対応を図るなどの観点から、これまでも毎年度、見直しを行ってきたところである。

今後も不断に見直しを行っていくこととするが、特に、効果的・効率的な行政運営を行っていくため、第四次羽村市長期総合計画における施策等のまとまりに対応した編成にするとともに、市民からも責任、権限がわかりやすい組織構造、名称とすることなどに留意する。

また、意思決定の機動性や迅速性の向上、目的意識の明確化を図るため、組織のフラット化*の導入について検討する

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 14 | | | | |
| 改革項目 | 組織の見直し | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するとともに、市民から責任、権限がわかりやすい組織構造へ転換していくため、政策・施策・事務事業に対応した部、課、係の見直しを図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 限られた職員数で、効果的に政策、施策、事務事業が履行できる組織を構築する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 多様化する市民ニーズへの的確かつ迅速に対応できる。 2. 市民にわかりやすい組織となる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 組織の見直し | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 15 | | | | |
| 改革項目 | 組織のフラット化の導入 | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 意思決定時間を縮小するとともに、機動的な組織への転換を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 職階層を減らす「フラット化」について、業務内容を精査した上で、段階的に導入する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 決裁過程が減り、意思決定の迅速化が図られる。 2. 臨時的な業務や繁忙期に対応しやすくなる。 3. 職員の弾力的かつ効率的な協力体制づくりに役立つ。 4. 組織横断的な事務執行がしやすくなる。 5. 組織の活性化と職員の意識改革につながる。 6. 多種多様な事務事業を担うことにより、職員の資質の向上が図られる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 継続 | 実施 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

7. 定員管理の適正化

定員管理については、公共サービスをすべて正規職員で担うのではなく、事務事業の整理・合理化、人員の適正配置を進めるとともに、官民の連携、民間委託等の推進、地域協働などのほか、再任用職員制度、臨時職員等の多様な雇用形態を活用するなどにより、職員数の抑制を図り、適正化に努める。

また、今後の定年退職者の増加などを踏まえ、新規採用等とのバランスを図りながら、計画的に定員管理の適正化を図ることにより、効率的な行政運営を推進する。

なお、現行の定員適正化計画については、本プランの計画期間に合わせて計画期間を延長し、改めて公表していくこととする。

| | | | | | |
|----------------|--|-----------|-----------|-----------|----------------------|
| 項目番号 | 16 | | | | |
| 改革項目 | 定員管理適正化計画に基づく職員数の削減 | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 市の業務のうち、委託、指定管理者制度の活用、市民協働等に対応する業務と正規職員が直接執行すべき業務を区別した上で、適正な職員数による効率的な行政運営を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 定員管理適正化計画に基づき、職員数の計画的な削減を行う。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 職員の適正配置による定員管理の適正化、官民の役割分担による職員人件費の抑制を図ることができる。 年度目標数値は、職員総数(前年度比較) | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 職員数の削減 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 次期定員管理適正化計画の策定 |
| 年度目標数値 | 395人(△5人) | 390人(△5人) | 386人(△4人) | 380人(△6人) | 376人(△4人) |

8. 給与等の適正化

職員の給与については、これまでも適正化に努めてきたところであるが、さらに給与制度・運用・水準の適正化を推進する。

| | | | | | |
|----------------|---|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 17 | | | | |
| 改革項目 | 給与制度の見直し | | | 推進責任者 | 職員課長 |
| 改革の目的 | 職責・能力・業績を反映した給与制度を導入し、職員の意欲を引き出す。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 年齢、経験など年功的要素が重視されていた給与制度から、査定による給与制度を検討し導入する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 職員の意欲を引き出すことで、公務能率の向上が図られる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | — | 1. 他自治体の状況調査 2. 査定給制度の検討 | 見直し実施 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|----------------|---|----------|-------|-------|-------|-------------|
| 項目番号 | 18 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 特殊勤務手当等の諸手当や旅費日当の適正化 | | | 推進責任者 | 職員課長 | |
| 改革の目的 | 社会情勢を勘案し、特殊勤務手当等の諸手当及び旅費日当制度の見直しを行う。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 1. 行旅病死入取扱手当を除く6手当の廃止 2. 通勤距離2km未満の職員に対する通勤手当の不支給の実施 3. 旅費日当の廃止 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 特殊勤務手当等の諸手当や旅費日当の適正化と経費の縮減を図ることができる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 行旅病死入取扱手当を除く6手当の廃止 通勤距離2km未満の職員に対する通勤手当の不支給の実施 | 旅費日当の廃止 | 継続 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | △1,600千円 | △7,600千円 | — | — | — | |

| 項目番号 | 19 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
|----------------|---|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 改革項目 | 超過勤務手当の抑制 | | | 推進責任者 | 職員課長 | |
| 改革の目的 | 超過勤務手当の縮減を図る。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 事務事業の質や量を分析し、適正な人員配置、事務事業の見直し及び適正な超過勤務手当の配当を行うとともに、縮減対策を周知徹底する。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 人件費の抑制を図ることができる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 縮減対策の実施 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — | |

9. 職員福利厚生事業の適正化

職員に対する福利厚生事業のあり方については、引き続き事業全般の見直しを行うとともに、羽村市職員互助組合に対する助成金の算出方法の見直しを実施するものとする。

| 項目番号 | 20 | | | | | |
|----------------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|--|
| 改革項目 | 福利厚生事業の見直し | | | 推進責任者 | 職員課長 | |
| 改革の目的 | 羽村市職員互助組合の事業全般の見直しを図る。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 助成金充当事業の基本方針を策定し、着実に実施する。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 助成金の削減を図ることができる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 基本方針の策定及び実施 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | △5,800千円 | — | — | — | — | |

10. 人材の育成

政策形成能力、専門的な知識や技能など職員の多様な能力の開発に向けて、総合的に資質を高めていくための職員研修を充実するとともに、職員の自主的な研究・学習活動を支援することにより、市民ニーズを把握しながら自ら考え自ら行動する職員、行政のプロ意識を持った職員の育成を進める。

| | | | | | |
|----------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 21 | | | | |
| 改革項目 | 人材育成基本方針の改定 | | | 推進責任者 | 職員課長 |
| 改革の目的 | 職員の資質や職務遂行能力の向上等のため、時代のニーズに対応できる職員を育成する。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 平成12年度に策定した人材育成基本方針を改定する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 職員の資質の向上及び職務遂行能力の向上が期待できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | — | 改定 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 22 | | | | |
| 改革項目 | 職員研修の充実 | | | 推進責任者 | 職員課長 |
| 改革の目的 | 職員一人ひとりの資質の向上と士気の高揚を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 様々な課題や時代に対応できる職員を育成するため、法令実務研修をはじめ、意識改革のための研修、職場内研修、派遣研修等を実施する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 職員の資質の向上と士気の高揚が図られる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 1. 研修メニューの抽出 2. 各種研修の実施 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

基本方針2 市民参画の推進・「新しい公共空間」の形成

1. 市民参画の推進

分権型社会に対応した自主・自立の行財政運営を確立していくためには、行政内部の改革を推進するとともに、住民自治を支える市民が、市の行財政運営に対して、的確に判断を行える基盤をつくることが重要である。

このためには、行政が情報公開、情報提供を積極的に推進し、市民と情報を共有することが必要である。

特に、今後は、行政の説明責任を果たすという観点から、市民の求めている情報を、分かりやすく提供するための工夫に努めることが一段と重要となる。

このことにより、行政の意思決定過程への市民の参画を進め、市民の意見が反映された政策を展開する。

| | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 23 | | | | |
| 改革項目 | 情報公開制度の推進 | | | 推進責任者 | 庶務課長 |
| 改革の目的 | 市民へ市政に関する情報をわかりやすく、迅速に公開できるように制度の見直し及び推進を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 情報公開制度の見直しを図り、開示までの事務処理時間を短縮することで、開示手続きの迅速化に努める。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 市民により開かれた市政情報の提供ができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 改善検討 | 改善実施 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|-----------|-------------|
| 項目番号 | 24 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 市民意見公募手続制度(パブリックコメント) [※] の構築・運用 | | | 推進責任者 | 広域・協働推進課長 | |
| 改革の目的 | 市民参画を推進する。 | | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 基本計画・条例の策定段階等において、市民の意見等を求めるための、パブリックコメントを構築し運用することで、市民の提案、意見、要望等を庁内で共有し、行政の意思決定過程に反映する。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 行政の意思決定過程への市民参画の推進を図ることができる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 制度の構築 | 運用 | 継続 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — | |

| | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|-----------|
| 項目番号 | 25 | | | | |
| 改革項目 | 市民に計画の策定への参画を求める制度(パブリック・インボルブメント)の構築・運用 | | | 推進責任者 | 広域・協働推進課長 |
| 改革の目的 | 市民参画を推進する。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 市民に影響を及ぼす公共施設の建設や道路改修などの整備計画・地区計画などの策定に際しては、これまでも市民への説明などを行ってきたが、市民に計画の策定への参画を求める制度(パブリック・インボルブメント)として構築・運用することで、計画の構想段階から幅広く意見を聞き、計画づくりに反映していく。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 行政の意思決定過程への市民参画の推進を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 制度の構築 | 運用 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|-----------|
| 項目番号 | 26 | | | | |
| 改革項目 | 審議会等の市民公募枠の拡大 | | | 推進責任者 | 広域・協働推進課長 |
| 改革の目的 | 市民参画の場を拡大し、市民と行政が協働したまちづくりの推進を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 審議会等委員の市民公募に関する基準に定める「原則として2人以上とし、審議会等における他の委員等の人数との均衡に配慮して決定する」を改正し、市民公募枠を拡大する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 行政の意思決定過程への市民参画の推進を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 基準の改正 | 運用 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

2. 「新しい公共空間」の形成

官民の役割分担によっても明確にできない「公共」の領域については、従来の行政のやり方だけでは対応できなくなってしまう部分であるが、この領域については、「公共」のあり方を考え直し、行政が一定の関わりを持ちつつ、新たに民間企業や市民が担うことにより、公共サービスを提供していくことが可能である。

このことから、民間も行政とともに「公共」の役割を担えるよう「公共」の概念を刷新し、地域における様々な主体が、それぞれの立場で新しい「公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという公共空間（「新しい公共空間」）の形成と行政としての役割について検討する。

「新しい公共空間」の形成に向けて、地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率

的な行政を実現する観点から、「市民や市民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスの提供を協力して行う地域協働※」の取り組みについて、次の視点により積極的に推進する。

- (1) 活動主体に対する援助や活動場所の提供、個々の活動主体による活動を支援・調整する役割を有する中間支援団体※の設置、活動主体との積極的な連携・協力。
- (2) 地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備。

| | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|-----------|
| 項目番号 | 27 | | | | |
| 改革項目 | 地域協働推進指針・地域協働推進マニュアルの策定 | | | 推進責任者 | 広域・協働推進課長 |
| 改革の目的 | 市が全庁的に地域協働を進めていくための基本的考え方を明示する。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 市の基本的考え方、協働相手の選定等、各事業に地域協働の手法を取り入れるための進め方や環境づくりを示した指針及びマニュアルを策定する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 新しい公共空間の形成に寄与できる。 2. 地域協働を実践するための職員の意識改革が醸成できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 協働推進指針・協働推進マニュアルの策定 | 運用 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|--------------|---|-------|-------|-------|-----------|
| 項目番号 | 28 | | | | |
| 改革項目 | 地域協働型事業運営の推進 | | | 推進責任者 | 広域・協働推進課長 |
| 改革の目的 | 市民が主体的に地域づくりに取組むとともに、市民と行政が自らの責任と役割を分担した上で、協働によるまちづくりを推進する。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 地域における様々な主体が、自ら企画・実施する公益的事業の提案により、審査を経て協働事業として事業実施する制度を調査・研究する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 地域にふさわしい多様な公共サービスが提供できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 調査・研究 | 制度の構築 | 実施 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|--------------|--|----------|-------|-------|-----------|
| 項目番号 | 29 | | | | |
| 改革項目 | 中間支援団体の設置 | | | 推進責任者 | 広域・協働推進課長 |
| 改革の目的 | 質の高い地域協働を安定的かつ持続的に維持していくため、専門的知識を有する人材や事業として継続するための基盤(資金、施設等)の整備を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 活動主体に対する援助や活動場所の提供、個々の活動主体による活動を支援・調整する役割を有する中間支援団体を設置する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 新しい公共空間の形成に寄与できる。 2. 地域協働を実践するための職員の意識改革が醸成できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 関係機関との調整 | 方針の決定 | 設置 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|-----------|
| 項目番号 | 30 | | | | |
| 改革項目 | 活動主体との積極的な連携・協力 | | | 推進責任者 | 広域・協働推進課長 |
| 改革の目的 | 活動主体との積極的な連携・協力により、行政と市民、地域団体が公共的目的を共有することで、相互の連携を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 自治体の役割として、市民活動団体等の活性化や地域の人材育成などに資する施策など、多様な主体が最大限の能力を発揮できるように調整する機能を整備する。また、行政と具体の主体が担うべき責務と責任を明確にして、最終的に市民がそのサービス内容を評価する仕組みを検討する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 新しい公共空間の形成に寄与できる。 2. 地域協働を実践するための職員の意識改革が醸成できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 試行 | 実施 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

基本方針 3 新たな行政手法の活用

厳しい財政状況のもとで、少子高齢化などに伴う行政需要の増大に対応するため、民間企業の経営手法を取り入れ、経営という視点に立った行政運営が求められる。

こうしたことから、これまでの行政手法に加え、欧米の行政改革において、一定の成果をあげた新公共経営（ニュー・パブリック・マネジメント：NPM^{*}）のコンセプトである、「業績・成果による統制」、「市場メカニズムの活用」、「顧客主義への転換」、「ヒエラルキー（組織・階層制）の簡素化」の活用のほか、官民の連携（パブリック・プライベート・パートナーシップ：PPP）^{*}、指定管理者制度、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（PFI）^{*}などを、新たな行政手法として改革に生かしていくこととする。

1. 行政経営のマネジメント

新公共経営理論は、マネジメントを公共部門の組織経営に生かすためのコンセプトである。マネジメントとは、戦略・内部管理・外部マネジメントの3つの要素からなり、これを生かすために、「戦略経営」への転換が求められる。

このため、組織の目標及び優先付けを確立し、目標達成のための戦略計画を策定・執行していく過程に、市民などとのコミュニケーション（外部マネジメント）、内部職員とのコミュニケーション（内部マネジメント）を確保し、情報・知識の共有と達成に向けたフレームづくりを進める。

（1）PDCAサイクル^{*}の推進

行政経営の中核として、総合的なマネジメント・サイクルを推進する。各計画の策定、実施にあたっては、目標の明確な設定(Plan)、施策・事務事業の実施(Do)、実績の客観的評価(Check)、評価結果の反映(Action)という、PDCAサイクルに、市民の意見が反映できる仕組みを組み込んで不断に推進する。

| | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 31 | | | | |
| 改革項目 | 行政総合マネジメントシステムの構築 | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 複雑、多様化する様々な行政課題に的確かつ迅速に対応するため、行政経営全般の構造化、各手法間の整理とシステム化を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 「実施計画・予算」、「事務事業の執行」、「行政評価」、「事務事業の見直し」というPDCAのマネジメントサイクルを効果的に組み込んだ総合的なマネジメントシステムを構築する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 行政評価の効果的な活用、実施計画に基づく予算化、予算要求時における組織横断的な意見・提案等に基づく市長の意思決定のサポート機能、執行段階における組織横断的な意思疎通、情報・方針の共有による共通認識の促進等を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 行政総合マネジメントシステムの構築 | 実施 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

(2) 行政評価*の活用

市では、平成 14 年度から成果に基づく事務事業の改廃に取り組むため、事務事業評価を導入しているが、今後は、第四次羽村市長期総合計画における各施策について、施策評価を導入し、施策の成果、計画の達成度合などを市民に示していくこととする。

また、行政評価をPDCAのマネジメントサイクルに組み込んで活用するとともに、評価結果を計画立案、予算編成、組織・定員に効果的に反映させることが重要であることから、その仕組みづくりに取り組むこととする。

なお、評価については、現在、内部での評価であるが、より評価の客観性を確保するために、外部の評価を実施することも重要である。このため、市民の参加を得た第三者評価機関*の設置についても検討を進める。

| | | | | | |
|--------------|--|-------------------------------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 32 | | | | |
| 改革項目 | 施策評価の導入 | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 第四次羽村市長期総合計画に掲げる施策の体系に基づく施策評価を導入することで、真に行政が担うべき課題を選択し、目標達成に向け、限られた財源の集中化を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 第四次羽村市長期総合計画に掲げる47施策の評価を行い、その結果を後期基本計画策定に反映させるとともに、市民へ公表する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 第四次羽村市長期総合計画に掲げる施策の成果及び達成度の測定 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 施策評価の実施 | 継続 第四次羽村市長期総合計画後期基本計画策定へ反映 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 33 | | | | |
| 改革項目 | 第三者評価機関の設置検討 | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 行政評価の客観性の確保を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 市民、学識経験者等の参加を得て、施策、事務事業を客観的に評価する第三者評価機関の設置について検討する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 行政評価に対する客観性、信頼性、精度を高めることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 継続 | 継続 | 実施 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

2. 官民の連携による公共サービスの提供

(1) 官民の役割分担の明確化

必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、市民の満足度を高めるためには、行政がサービスの提供主体というこれまでの考え方から、「行政の範囲と提供方法を見直し、民間に委ねるべきことは民間に」という視点に立ち、民間事業者、NPO*、市民団体など多様な主体を新たなサービスの担い手とし、行政と連携して公共サービスを提供していくことが有効である。

このためには、官と民の役割と責任を明確にし、それぞれの専門性や経験を最大限生かすことのできる、より合理的なサービスの提供の仕組みをつくり、公共サービスの向上を図ることが重要である。

このことから、公共サービス、事務事業、施設の管理運営などのあり方について、官民の連携によるメリット・デメリットを検討し、従来から進めてきた民間委託等に加え、指定管理者制度、PFI、地方独立行政法人制度*、市場化テスト*など様々な選択肢の活用を進める。

また、活用にあたっては、コスト、市民の負担、サービス水準、効率化など、市民の利益が十分反映されているかどうかを、継続して評価していく仕組みを構築することが不可欠であることから、こうした仕組みづくりについて検討する。

| | | | | | |
|--------------|--|-------------------------|----------------------------|------------------|-------|
| 項目番号 | 34 | | | | |
| 改革項目 | 官民の役割分担の明確化(事業仕分け制度の導入) | | 推進責任者 | 企画課長 | |
| 改革の目的 | 行政と民間が連携した公共サービスの提供を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 1. 庁内にプロジェクトチームを設置し、官と民の役割と責任を明確化するための仕分け作業を実施する。 2. 官民連携による行政手法を評価していく仕組みづくりを検討する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 官と民の役割と責任を明確化することで、それぞれの専門性や経験を最大限生かすことができる、より合理的なサービス提供の仕組みが構築できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 1. 指針の策定 2. 仕分け作業の実施 | 1. 仕分け報告書の作成 2. 評価手法の検討 | 1. 結果反映 2. 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

(2) アウトソーシング(外部委託)の推進

アウトソーシングとは、市の事務事業の中で、市が行政責任を果たすべき業務について、その業務の処理に民間の競争原理を導入することで、経費の抑制、業務の効率性を図るとともに、高度な専門知識や技術を確保することが可能となることなどの効果(利点)が挙げられ、契約により業務を相手方の責任において行わせるものである。

こうした観点から、引き続き、アウトソーシングの着実な推進を図る。

また、民営化についても検討を行う。

| | | | | | | |
|--------------|---|-------------------------|-------|--------|-------|-------------|
| 項目番号 | 35 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 市広報番組「テレビはむら」の制作委託 | | 推進責任者 | 広報広聴課長 | | |
| 改革の目的 | 市広報番組「テレビはむら」の制作に、民間ノウハウを活用することにより、専門的技術の確保及び効率的な番組制作の推進を図る。 | | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 1. 現行の1週間1本30分番組の費用対効果等の成果を検証し、今後のあり方を検討する。 2. 番組制作機器のリース期間の満了期を捉え、直営制作から委託化を推進する。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 番組内容のリニューアル、制作経費の縮減、人件費の削減 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | — | 1. 今後のあり方の検討 2. 方針決定 | 制作委託 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — | |

| | | | | | |
|----------------|--|---------------|-------|-------|--------|
| 項目番号 | 36 | | | | |
| 改革項目 | 公共施設総合メンテナンス業務委託の推進 | | | 推進責任者 | 契約管財課長 |
| 改革の目的 | 公共施設維持管理業務の合理化と経費の縮減を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 公共施設の維持管理業務について、空調設備、消防設備、警備、清掃など細分化している委託業務を総合メンテナンス業務、または、機能別の分類に分けた上で一括発注することで、業務の合理化と経費の縮減を推進する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 事務の簡素化、経費の縮減 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | — | 公共施設維持管理業務の整理 | 実施 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|-----------|---------|---------|--------|
| 項目番号 | 37 | | | | |
| 改革項目 | 庁舎管理員業務の委託 | | | 推進責任者 | 契約管財課長 |
| 改革の目的 | 庁舎管理業務に民間の競争原理を導入することで、業務の効率性の向上と経費の縮減を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 現在、宿日直業務をはじめ、土日窓口開庁時における電話交換業務、都庁交換業務などを履行している4人の庁舎管理員業務について、官と民の業務分担を明確にした上で委託化を推進する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 円滑な業務の推進、人件費の縮減 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | — | 関係課との内部調整 | 業務の移行準備 | 業務の一部委託 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|----------------|---|--|--|-------|-------|-------------|
| 項目番号 | 38 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 道路維持管理作業の委託 | | | 推進責任者 | 管理課長 | |
| 改革の目的 | 道路維持管理作業の一部を民間委託することにより、より適正な対応と経費の縮減を図る。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 道路維持管理作業の中で、技術的かつ効率的観点から業務を区分することで、委託化を推進し、段階的に臨時職員を4人削減する。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 経費の縮減及び円滑な業務の推進を図ることができる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | — | 植樹帯の剪定及び除草の委託 補修作業の一部委託 臨時職員2人削減 | 植樹帯の剪定及び除草の委託 補修作業の一部委託 臨時職員2人削減 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | — | △700千円 | △700千円 | — | — | |

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|--------|
| 項目番号 | 39 | | | | |
| 改革項目 | 中学校用務業務の委託の検討 | | | 推進責任者 | 教育総務課長 |
| 改革の目的 | 中学校用務業務を民間委託することにより、業務の効率化を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 中学校用務業務を委託化し、より効果的・効率的な人員配置に転換するための検討を行う。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 経費の削減と職員の適正配置など、業務の効率化を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | | － 検討 | 結果反映 | | |
| 年度目標数値 | － | － | － | | |

| | | | | | | |
|----------------|--|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 項目番号 | 40 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 公立保育園の民営化 | | | 推進責任者 | 児童課長 | |
| 改革の目的 | 公立保育園の運営に民間ノウハウを活用することで、地域における子育て支援の充実を図るとともに、多様な保育ニーズに対応できる体制を整備する。また、委託化による経費の削減を図る。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 市立保育園4園について、委託の方法等について精査し、段階的に運營業務の委託化を進める。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 多様な保育ニーズに対応した子育て支援の充実、経費の削減を図ることができる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 検討 | 継続 | 民営化 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | － | － | 1園 | － | － | |

(3) 指定管理者制度の活用

平成15年9月の改正地方自治法の施行により、「公の施設」の管理に指定管理者制度が導入され、従来、公共性の確保の観点から、委託先が公共団体、出資団体[※]等に限定されていた施設の管理運営（管理委託制度[※]）について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

指定管理者制度創設の目的は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、公共サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とするものである。

市では、平成17年度に羽村市農産物直売所、羽村市弓道場（新設）、羽村市自然休暇村清里、羽村市自然休暇村少年自然の家について、指定管理者制度に移行してきたところである。

今後も、現在、管理委託制度により運用している施設をはじめ、現に直営で管理している施設についても、公共サービスの向上と経費の削減の両面から検討し、条件の整った施設から、指定管理者制度の活用を図る。

| | | | | | |
|--------------|---|-------|-------|-----------------|-------|
| 項目番号 | 41 | | | | |
| 改革項目 | 羽村市福祉センターの管理に係る指定管理者制度の活用 | | 推進責任者 | 社会福祉課長 | |
| 改革の目的 | 指定管理者制度の活用により、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 現状分析から今後の管理方法、運営方針を決定し、施設に関わる業務及び職員配置等の見直しを行う。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 法人、その他の団体のノウハウを活用することにより、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図ることが期待できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 管理委託制度による管理 | 直営化 | 継続 | 今後の管理方法・運営方針の決定 | 結果反映 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|--------------|---|-------|-------|-----------------|-------|-------------|
| 項目番号 | 42 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 羽村市知的障害者通所授産施設「ワークセンターいちょう」の管理に係る指定管理者制度の活用 | | 推進責任者 | 障害福祉課長 | | |
| 改革の目的 | 指定管理者制度の活用により、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図る。 | | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 現状分析から今後の管理方法、運営方針を決定し、施設に関わる業務及び職員配置等の見直しを行う。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 法人、その他の団体のノウハウを活用することにより、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図ることが期待できる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 管理委託制度による管理 | 直営化 | 継続 | 今後の管理方法・運営方針の決定 | 結果反映 | |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — | |

| | | | | | |
|--------------|---|-------|-------|-----------------|-------|
| 項目番号 | 43 | | | | |
| 改革項目 | 羽村市高齢者在宅サービスセンターいこいの里の管理に係る指定管理者制度の活用 | | 推進責任者 | 高齢福祉介護課長 | |
| 改革の目的 | 指定管理者制度の活用により、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 現状分析から今後の管理方法、運営方針を決定し、施設に関わる業務及び職員配置等の見直しを行う。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 法人、その他の団体のノウハウを活用することにより、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図ることが期待できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 管理委託制度による管理 | 直営化 | 継続 | 今後の管理方法・運営方針の決定 | 結果反映 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-----------------|-------|
| 項目番号 | 44 | | | | |
| 改革項目 | 羽村市動物公園の管理に係る指定管理者制度の活用 | | 推進責任者 | 公園緑政課長 | |
| 改革の目的 | 指定管理者制度の活用により、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 現状分析から今後の管理方法、運営方針を決定し、施設に関わる業務及び職員配置等の見直しを行う。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 法人、その他の団体のノウハウを活用することにより、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図ることが期待できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 管理委託制度による管理 | 直営化 | 継続 | 今後の管理方法・運営方針の決定 | 結果反映 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 項目番号 | 45 | | | | |
| 改革項目 | 水上公園の管理に係る指定管理者制度の活用 | | 推進責任者 | 公園緑政課長 | |
| 改革の目的 | 指定管理者制度の活用により、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 法人、その他の団体を広く公募した上で、市としての指定管理者候補者を選定し、議会による指定の議決を経て、平成18年4月から指定管理者による管理に移行する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 法人、その他の団体のノウハウを活用することにより、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図ることが期待できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 1. 導入検討及び市の方針決定 2. 条例改正 3. 公募及び選定 4. 指定の議決 5. 移行準備 | 指定管理者による管理 | 継続 検証及び評価 | 継続 検証及び評価 | 継続 検証及び評価 次期計画立案及び 手続履行 |
| 年度目標数値 | — | △13,990千円 | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-----------------|-------|
| 項目番号 | 46 | | | | |
| 改革項目 | 羽村市スポーツセンターの管理に係る指定管理者制度の活用 | | 推進責任者 | 体育課長 | |
| 改革の目的 | 指定管理者制度の活用により、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 現状分析から今後の管理方法、運営方針を決定し、施設に関わる業務及び職員配置等の見直しを行う。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 法人、その他の団体のノウハウを活用することにより、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図ることが期待できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 直営による管理 | 継続 | 継続 | 今後の管理方法・運営方針の決定 | 結果反映 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 項目番号 | 47 | | | | |
| 改革項目 | スイミングセンターの管理に係る指定管理者制度の活用 | | | 推進責任者 | 体育課長 |
| 改革の目的 | 指定管理者制度の活用により、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 法人、その他の団体を広く公募した上で、市としての指定管理者候補者を選定し、議会による指定の議決を経て、平成18年4月から指定管理者による管理に移行する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 法人、その他の団体のノウハウを活用することにより、公共サービスの質の向上と行政コストの縮減を図ることが期待できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 1. 導入検討及び市の方針決定 2. 条例改正 3. 公募及び選定 4. 指定の議決 5. 移行準備 | 指定管理者による管理 | 継続 検証及び評価 | 継続 検証及び評価 | 継続 検証及び評価 次期計画立案及び 手続履行 |
| 年度目標数値 | — | △32,000千円 | — | — | — |

(4) 公共施設整備手法の導入検討

今後、公共施設の整備を行うにあたり、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、市が直接執行するよりも事業コストが削減でき、効率的かつ効果的に、より質の高い公共サービスを提供できる事業については、PFIの公共施設整備手法などを検討する必要がある。

このため、施設の設置目的をはじめ、役割、機能、運営方法などについて、多角的な手法の導入の検討を進める。

(5) 地方独立行政法人制度の導入検討

対象となる事務・事業について、その廃止や民間譲渡の可能性を十分検討した上で、指定管理者制度の活用等と比較検討し、市が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設置して行わせる方が、効率的・効果的に公共サービスを提供できると判断される場合は、同制度の活用を検討する。

(6) 市場化テスト（官民競争入札制度）の導入検討

市場化テストは、官業開放の切り札として注目されているが、これは、公共サービスの提供主体について官と民との間で競争入札することで、民間企業や地域のNPO、コミュニティ・ビジネス事業者などが、新たな公共サービスの担い手となることを期待するものである。

そこで、コストを抑えながらも質の高い公共サービスを提供するため、市場化テストの導入を検討する。

(7) 構造改革特別区域*などの検討

自主・自立の行政運営を進めるために障害となる法規制等がある場合は、構造改革特別区域の活用などを検討し、地域の特性を生かしたまちづくりを進める。

3. 市民の視点に立った公共サービス

顧客主義への転換を図るため、市民ニーズを的確に把握し、市民満足度の高い公共サービスを展開していくこととする。

(1) 市民の意向把握と情報提供

市民満足度の高い公共サービスを展開するため、様々な市政情報の積極的な提供を推進するとともに、市政世論調査などを行い、的確な市民ニーズを把握する。

また、把握した結果は、全庁的に共有し、必要に応じて諸施策に反映していく。

| 項目番号 | 48 | | 第三次行政改革継続事業 | | |
|----------------|---|---|-------------|--------|-------|
| 改革項目 | 市民にわかりやすい市政情報の提供 | | 推進責任者 | 広報広聴課長 | |
| 改革の目的 | 様々な広報媒体を活用し、市政情報の積極的な提供を推進する。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 広報紙、テレビはむら、市ホームページ等を活用し、市民にわかりやすく市政情報を提供する。 1. 政策目標と成果を関連・体系付けた広報を工夫する。 2. 高齢者や障害のある方など誰でも使いやすいホームページとするため、文字の拡大、見やすい色への変換、文字の読み上げ等を行うソフトを導入する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 市民満足度の高い公共サービスの展開と市政情報・知識の共有化を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | — | 1. 政策目標と成果を関連・体系付けた広報の工夫 2. アクセシビリティ対応ソフトの導入 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|-------|-------|-------|--------|
| 項目番号 | 49 | | | | |
| 改革項目 | タウンミーティングの実施 | | | 推進責任者 | 広報広聴課長 |
| 改革の目的 | 市民の意見を適確に行政へ反映する。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 様々な広聴媒体を活用し、第四次羽村市長期総合計画に掲げる施策の体系に基づく意識調査等を定期的の実施し、市民の意向把握に努める。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 市政への理解と関心を高めることができる。 2. 市民の意見を市政運営に反映することができる。 年度目標数値は、実施回数 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 実施 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | 20回 | 20回 | 20回 | 20回 | 20回 |

| | | | | | |
|----------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 50 | | | | |
| 改革項目 | まちづくりフォーラムの実施 | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 市民の意見を適確に行政へ反映する。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 様々な広聴媒体を活用し、第四次羽村市長期総合計画に掲げる施策の体系に基づく意識調査等を定期的の実施し、市民の意向把握に努める。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 市政への理解と関心を高めることができる。 2. 市民の意見を市政運営に反映することができる。 年度目標数値は、実施回数 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 実施 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | 2回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|--------|
| 項目番号 | 51 | | | | |
| 改革項目 | 市長への手紙の実施 | | | 推進責任者 | 広報広聴課長 |
| 改革の目的 | 市民の意見を適確に行政へ反映する。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 様々な広聴媒体を活用し、第四次羽村市長期総合計画に掲げる施策の体系に基づく意識調査等を定期的の実施し、市民の意向把握に努める。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 市政への理解と関心を高めることができる。 2. 市民の意見を市政運営に反映することができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 実施 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|--------|
| 項目番号 | 52 | | | | |
| 改革項目 | 市政世論調査の実施 | | | 推進責任者 | 広報広聴課長 |
| 改革の目的 | 市民の意見を適確に行政へ反映する。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 様々な広聴媒体を活用し、第四次羽村市長期総合計画に掲げる施策の体系に基づく意識調査等を定期的の実施し、市民の意向把握に努める。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 市政への理解と関心を高めることができる。 2. 市民の意見を市政運営に反映することができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 実施(5年ごと) | | | | |
| 年度目標数値 | — | | | | |

(2) 公共サービスの水準の総点検

市役所の窓口業務や市が行っている事業の内容を他自治体や民間企業のサービス内容と客観的に比較することで、市のサービス水準を推しはかり、サービスが劣っている分野では、新公共経営の原則に立ち、全国の成功事例等を参考に、サービスの向上を図っていくこととする。その際、成功事例等を市の地域特性に照らし合わせながら検討していくものとする。

| | | | | | |
|----------------|---|-------------|--------|-------|-------|
| 項目番号 | 53 | | | | |
| 改革項目 | 公共サービスの水準の総点検 | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 全国の先進的な成功事例と市の類似事業のベンチマーキングを行うことで、市の地域特性を踏まえた上でサービス水準を推しはかり、公共サービスの質の向上を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 庁内にプロジェクトチームを設置し、総点検を実施することにより、市の現状を把握するとともに、費用対効果を検証し、施策、事務事業へ反映する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 公共サービスの質の向上を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 全国の成功事例等の調査 | 総点検の実施 | 結果反映 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

(3) 公共施設等におけるサービスの向上

市では、これまで、市役所の土日窓口開庁をはじめ、図書館の夜間開館など、公共施設の開館日や開館時間の拡大・延長を図るなどのほか、案内表示のわかりやすさや職員の接遇の向上など、公共施設におけるサービスの向上に努めてきた。

今後も、市民の利便性を追求した、公共施設におけるサービスの向上を進めていくこととする。

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 54 | | | | |
| 改革項目 | 市役所の土日窓口開庁業務の充実 | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 市民ニーズを適確に捉えた公共施設サービスの向上を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 羽村市土日開庁に関する連絡調整会議において、土日曜日における市役所窓口業務の円滑な実施運営、業務内容の検討及び費用対効果のコストの検証を行いつつ、業務を充実していく。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 市民の視点に立った公共施設サービスの向上を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 検討 | 結果反映 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|--------------------------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 55 | | | | |
| 改革項目 | 公共施設における開館日の拡大及び開館時間の延長の検討 | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 公共施設サービスにおける利便性の向上を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 羽村市行政サービス向上検討委員会により、利用者ニーズ、利用実態を把握するとともに、費用対効果を検証しながら、開館日の拡大及び開館時間の延長の検討を行う。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 昼間来館が困難な市民の利用拡大を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | — | 1. 検討委員会による検討 2. 結果報告 | 試行 | 導入 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|----------------|--|-------|-------|-------|-----------|-------------|
| 項目番号 | 56 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 自治体間の公共施設の相互利用の促進 | | | 推進責任者 | 広域・協働推進課長 | |
| 改革の目的 | 自治体間における公共施設の相互利用の利用促進を図ることで、公共施設サービスの向上を図る。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 他の自治体と公共施設の受付方法、使用料等について、相互利用が図られるよう、実施環境の整備に関する協議を行う。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 生活圏が広域化する中で、より快適な公共施設サービスが提供できる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 調査・研究 | 協議 | 結果反映 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — | |

| | | | | | |
|--------------|---|-------------------------------|-------|-------|--------------|
| 項目番号 | 57 | | | | |
| 改革項目 | 窓口処理時間の短縮と接遇の向上 | | | 推進責任者 | 職員課長 市民課長 |
| 改革の目的 | 窓口事務の品質を高め、窓口処理時間の短縮に向けて、数値目標を掲げた事務の標準化を行い、接遇を重視した市民サービス及び事務効率の向上を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 1. 各種処理時間の計測から標準値を算出し、短縮に向けた事務改善(標準化)を行う。 2. 接遇研修等を定期的実施する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 市民の視点に立った公共施設サービスの向上を図ることができる。 2. 市民の満足度の向上と効率的な事務処理方法が確立できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 1. 窓口処理標準時間の算出 2. 事務処理の見直し | 実施 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|--------------|---|------------|------------|------------|------------|
| 項目番号 | 58 | | | | |
| 改革項目 | コミュニティバスの利用促進 | | | 推進責任者 | 市民生活安全課長 |
| 改革の目的 | 1. 市内の交通不便地域の改善 2. 高齢者など交通弱者の移動手段の確保 3. 環境負荷の低減 4. コミュニティの醸成 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 羽村市コミュニティバス運営懇談会を設置し、利便性の向上、利用者増を図るための方策を検討する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 市民の移動手段を確保することにより、市民生活の利便性の向上を図ることができる。 年度目標数値は、年間利用者数 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 羽村市コミュニティバス運営懇談会の設置及び開催 | 継続 結果反映 | 継続 結果反映 | 継続 結果反映 | 継続 結果反映 |
| 年度目標数値 | 74,000人 | 83,000人 | 91,000人 | 100,000人 | 109,000人 |

| | | | | | |
|--------------|---|---------------|-------------|-------|-------|
| 項目番号 | 59 | | | | |
| 改革項目 | 住民票等自動交付機の適正配置 | | | 推進責任者 | 市民課長 |
| 改革の目的 | 住民票等自動交付機の適正配置を行うことにより、市民の利便性の向上と窓口業務の混雑緩和を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 市役所に3機、羽村駅西口連絡所に1機の合計4機設置している住民票等自動交付機のうち、市役所1階フロアの1機を市内の公共施設に移設する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 住民票等自動交付機を移設することで、利便の向上が期待できる。 年度目標数値は、平成16年度住民票等自動交付機による住民票、印鑑証明の交付実績の伸び率 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 市役所1階フロアの1機の移設場所の検討 | 1機を公共施設に移設・運用 | 利用状況の把握・見直し | 結果反映 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | 5.0% | 6.9% | 8.5% | 10.0% |

(4) 電子自治体の推進

高度情報化社会に対応した電子自治体を目指していくため、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、インターネットを活用した公共施設予約システム、電子申請、電子調達サービスなど、行政手続のオンライン化の推進のほか、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（LGWAN）*などの利活用に取り組み、公共サービスの電子化を進めていくこととする。

電子自治体の推進にあたっては、市民サービスの向上を図るとともに、一層の業務改革を進める。また、これにより、真に必要な業務に重点的に職員を配置するなど、メリハリのある職員配置に努めていくこととする。

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|------------------|
| 項目番号 | 60 | | | | |
| 改革項目 | 個人情報保護の徹底 | | | 推進責任者 | 庶務課長 情報システム課長 |
| 改革の目的 | 公共サービスの電子化を推進するにあたり、電子情報を保護するための安全性について万全の対応を図るとともに、インターネットを利用したサービスにおいては、外部との接続における安全性の確保の徹底を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 市が保有する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティの確保を図るため、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づく保護の徹底に努める。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 公共サービスの電子化を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 個人情報保護の徹底 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|----------------|---|------------|-------|-------|----------------------------|-------------|
| 項目番号 | 61 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 公共施設予約システムの活用 | | | 推進責任者 | 情報システム課長 生涯学習課長 体育課長 | |
| 改革の目的 | 市内の公共施設をネットワークで結び、どこからでも施設の予約ができるようにする。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 市民サービス内容を精査し、段階的に公共施設予約システムを充実する。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 公共施設の予約が容易になる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 市民サービス内容の検討及び導入 | 利用状況の把握見直し | 継続 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | 3施設 | — | — | — | — | |

| | | | | | |
|--------------|--|-------------------|-------|-------|----------|
| 項目番号 | 62 | | | | |
| 改革項目 | インターネットを活用した電子申請・届出の推進 | | | 推進責任者 | 情報システム課長 |
| 改革の目的 | 電子自治体を推進することで、市民の利便性の向上を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 電子申請できる項目を増やしていくため、事業推進のための情報化推進リーダーを養成し、申請・届出の電子化を推進する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 電子申請・届出の項目数が増加することで、市民の利便性の向上を図ることができる。年度目標数値は、電子申請・届出の項目数 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 実施 | 利用状況の把握 項目数の拡大 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | 10項目 | 20項目 | 30項目 | 40項目 | 50項目 |

| | | | | | | |
|--------------|---|---|-------------------------------------|-------|--------|-------------|
| 項目番号 | 63 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 電子調達への参加促進(市内業者の指名参加願の受付書類の簡略化) | | | 推進責任者 | 契約管財課長 | |
| 改革の目的 | 電子調達への参加を促進していくため、指名参加願の受付書類の簡略化を図る。 | | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 1. 電子入札 [※] の実施により事務の効率化を図るとともに、業者の負担を軽減することで電子調達への参加を促進する。 2. 電子申請に準じた申請書式により申請を受け付けているが、簡略化できるものについて検討を進める。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 事務の効率化の向上 年度目標数値は、紙申請による登録受付業者数 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 1. 電子調達不参加業者の把握 2. 電子入札の実施による電子調達への参加促進 3. 紙申請による登録受付(物品関係)の継続実施 | 1. 電子調達不参加業者への参加促進 2. 電子入札を推進し電子調達への参加の必要性を周知 3. 継続 | 1. 継続 2. 電子調達システムの運用と改善 3. 継続 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | 990件 | 950件 | 920件 | 900件 | 880件 | |

| | | | | | |
|--------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 64 | | | | |
| 改革項目 | マルチペイメントネットワーク [※] の活用検討 | | | 推進責任者 | 会計課長 |
| 改革の目的 | 公共料金等の支払手続の簡素化を図り、市民の利便性を高める。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 24時間いつでも公共料金等をパソコン、携帯電話、ATM等で支払えるようにする仕組みであるマルチペイメントネットワークの活用について、費用対効果の観点から検討する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 公共料金等の支払手続の簡素化 2. 市民の利便性の向上 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 継続 | 結果報告 | 結果反映 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

【留意事項】

- ① 電子自治体業務の標準化・共同化により、業務・システム全体を最適化する観点から、ICT*を活用した業務改革に取り組むとともに、電子自治体業務の共同処理センターの運用を民間に委託する「共同アウトソーシング」を推進する等、低コストで高い水準の運用を検討していく必要があること。
- ② 業務・システムの最適化を図る中で、システムの改善・刷新に取り組むとともに、職員の能力開発や民間の専門的な能力・ノウハウの活用等により、情報システムの品質、コスト等に関する評価能力の向上を図り、情報システムの調達の適正化に努めていく必要があること。

基本方針4 財政の健全化

市では、これまで行ってきた公共サービスや公共施設のランニングコスト*等が増大したことにより、財政構造の弾力性を示す指標である「経常収支比率」が90%を超えており、これを低下させることが必要となっている。

また、安定した財政基盤を確立していくためには、財政支出が、借金に頼らず、税金を中心にまかなわれているかどうかを示す「プライマリーバランス*」の均衡を維持するように努めていく必要がある。

このため、行財政改革を不断に実行し、新たな行政手法の活用などにより、効率的・効果的な行財政運営の実現を目指すとともに、これまでの公共サービスのあり方を総点検し、受益と負担の観点から見直していく必要がある。

公共サービスの総点検については、社会経済情勢の変化に伴うサービス内容や経費の変化などを考慮しながら、運営改善の努力を継続するとともに、受益者負担の公平性・公正性を確保するため、サービスに応じた受益者負担が適正か否かを定期的に検討していくことが必要である。

また、サービス水準の見直しについては、限られた財源の中で、市民・地域から求められているサービス内容を検討しつつ、「選択と集中」の観点から、優先度の高いサービスや行政として責任を持って提供すべきサービスの質や量を慎重に見極めていく必要がある。

| | | | | | |
|----------------|--|-------|-------|-------|---------|
| 項目番号 | 65 | | | | |
| 改革項目 | 経常収支比率の改善 | | | 推進責任者 | 財政課長 |
| 改革の目的 | 計画的で健全な財政運営に資する。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 経常収支比率の改善に努める。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 弾力的かつ持続的な財政運営に努めることができる。 年度目標数値は、経常収支比率 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 改善に向けた取り組み | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | 90.0%以下 |

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|--------|
| 項目番号 | 66 | | | | |
| 改革項目 | 健全な公債費比率の維持 | | | 推進責任者 | 財政課長 |
| 改革の目的 | 計画的で健全な財政運営に資する。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 計画的な借り入れを行い、健全な公債費比率の維持に努める。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 弾力的かつ持続的な財政運営に努めることができる。 年度目標数値は、公債費比率 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 維持に向けた取り組み | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | 9.0%以下 |

1. 中期財政計画の策定

バランスシート*や行政コスト計算書*などによる財政状況の分析や社会経済情勢の変化を踏まえ、計画的で健全な財政運営に努めるため、中期的な財政見通しを、毎年度作成する。

| | | | | | |
|----------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 67 | | | | |
| 改革項目 | 中期財政計画の策定 | | | 推進責任者 | 財政課長 |
| 改革の目的 | 計画的で健全な財政運営に資する。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 向こう3年間の中期財政計画を毎年度策定する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 中期的な視点に立つことで計画的に健全な財政運営に努めることができる。 2. 公表することで、市民が市財政の計画を把握できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 計画の策定 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

2. 部ごとの予算枠配分制度*の充実

限られた財源を有効に活用するため、部を単位とした経常経費の限度額設定を行っているが、さらに事業費の部内の組替え、新規事業の実施に係る権限を所管部長に移管するほか、各部が努力した結果が報われる仕組み（予算枠配分制度）の導入などを検討する。

| | | | | | |
|----------------|--|-----------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 68 | | | | |
| 改革項目 | 部ごとの予算枠配分制度の充実 | | | 推進責任者 | 財政課長 |
| 改革の目的 | 現在導入している一次経費における枠配分について検証するとともに、より効果・効率的な制度とする。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 1. 予算枠配分の新たな仕組みを構築する。 2. 行政評価(事務事業評価)と所管部長への権限移譲の連携の検討を行い、予算枠配分ができる分野を特定した上で、制度の充実を図る。 3. 各部署が努力した結果が報われる仕組みを検討する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 職員におけるコスト意識の醸成、事務事業の選択と集中、歳入確保、経営感覚の向上が図られる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 現行制度の継続 | 新たな仕組みの検討 | 結果反映 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

3. 歳入の確保

(1) 市税収入の確保と収納率の向上

市内への企業誘致を促進することで、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に資するため、市では、平成 16 年度に「羽村市企業誘致促進に関する条例」を制定したが、こうした奨励措置を講ずることなどにより、引き続き、財源確保に努めていく必要がある。

また、市税の収納対策については、これまで口座振替の促進、土日窓口開庁、市役所連絡所での納税窓口の拡大、管理職による特別収納対策の実施などに努めてきたが、今後は、収納指導員等を雇用し、差押さえの手順、公売の手法、各滞納者に対応した対処方法、納税交渉・滞納処分に関する予備知識から実践指導等のノウハウを習得することにより、収納対策の一層の強化を図っていく必要がある。

特に、国民健康保険税の収納率については、平成 16 年度決算で 88.1% (現年度) と低くなっていることから、保険制度の趣旨に鑑み、市としても当事者の理解を得ながら一層の収納率の向上に努めていくこととする。

| | | | | | |
|----------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 69 | | | | |
| 改革項目 | 有料広告掲載の検討 | | | 推進責任者 | 財政課長 |
| 改革の目的 | 歳入の確保を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 市ホームページ、封筒、刊行物(広報紙、パンフレット)、コミュニティバス等への有料広告の掲載について検討する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 新たな歳入の確保を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 継続 | 結果反映 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|-------------------|-------|-------|--------|
| 項目番号 | 70 | | | | |
| 改革項目 | 市有地、市有建物の有効活用、売却等の検討 | | | 推進責任者 | 契約管財課長 |
| 改革の目的 | 市有地等の市財産の運営方針を策定し、新たな歳入の確保を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 羽村市公有財産管理運用委員会において、現時点での市有地、市有建物の状況把握を行い、有効活用、売却等に関する指針を策定した上で、個別に検討を進める。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 市財産の有効活用、新たな歳入の確保を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 現状調査による把握 | 1. 指針の策定 2. 検討 | 結果反映 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|-------------|
| 項目番号 | 71 | | | | |
| 改革項目 | 市税の収納率の向上 | | | 推進責任者 | 納税課長 |
| 改革の目的 | 市税収入の確保と収納率の向上を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 収納指導員を雇用し、差押さえの手順、公売の手法、各滞納者に対応した対処方法、納税交渉・滞納処分に関する予備知識から実践指導等のノウハウを習得することにより、収納対策の一層の強化に努める。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 歳入の確保を図ることができる。 年度目標数値は、市税収納率(現年度分) | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 1. 収納指導員の雇用及び活用 2. 口座振替の促進PR 3. 職員動員による徴収対策実施 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | 99.0%(現年度分) |

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|-------------|
| 項目番号 | 72 | | | | |
| 改革項目 | 国民健康保険税の収納率の向上 | | | 推進責任者 | 納税課長 |
| 改革の目的 | 市税収入の確保と収納率の向上を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 保険制度の趣旨に鑑み、市として当事者の理解を得ながら一層の収納率の向上に努める。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 歳入の確保を図ることができる。 年度目標数値は、国民健康保険税収納率(現年度分) | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 1. 口座振替の促進PR 2. 職員動員による徴収対策実施 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | 91.0%(現年度分) |

| | | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|------------|
| 項目番号 | 73 | | | | |
| 改革項目 | 企業誘致の促進 | | | 推進責任者 | 商工業活性化推進室長 |
| 改革の目的 | 事業所誘致条例に基づき、市内の誘致地域に企業等の立地を促進するために必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興、雇用機会の拡大、地域経済の発展に資することで、将来的な市税収入の確保を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 誘致地域に事業所を誘致する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 産業の振興、雇用機会の拡大、地域経済の発展に資することで、将来的な市税収入の確保を図ることができる。 年度目標数値は、企業誘致件数 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 実施 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 |

(2) 公共サービスにおける受益者負担の適正化

公共施設の使用料などの受益者負担については、現行の公共施設維持管理経費を踏まえ、住民福祉の向上の観点から考慮したうえで、受益に応じた負担の適正化を図っていくこととする。

利用者の理解を得られる応分の費用負担を求めていくためには、維持管理運営費の内容について精査し、利用者に負担を求める経費の基準を明らかにすることが重要である。

その上で、他自治体の同種施設や民間の類似施設のサービス内容や使用料との整合性を十分考慮し、定期的に、市内、市外利用者の価格設定を含めた施設使用料の適正化を図っていく必要がある。

その際、公共施設の運営状況を公表し、受益者負担について、市民の理解を求めるPRに努める。

同様に、手数料についても、受益者負担の観点から、適正化を図る。

| | | | | | |
|----------------|--|--------------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 74 | | | | |
| 改革項目 | 公共施設駐車場の有料化 | | | 推進責任者 | 財政課長 |
| 改革の目的 | 公共施設駐車場の使用に関して、受益者負担の適正化を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 公共施設駐車場の現状を把握するとともに、他自治体の類似施設の動向を見極め、駐車場の有料化に関する基準を設けた上で、個々の施設の特性を考慮し、駐車場を有料化する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 歳入の確保及び受益者負担の適正化を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 調査・検討 | 基準の策定及び収支の試算 | 実施 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|-----------------|---------|---------------|-------|
| 項目番号 | 75 | | | | |
| 改革項目 | 公共施設使用料の適正化 | | | 推進責任者 | 財政課長 |
| 改革の目的 | 公共施設使用料について、市内・市外利用者の使用料設定を明確化するとともに、受益と負担と観点から適正化を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 使用料を算定していくため、公共施設ごとのランニングコストを基準に、各公共施設間の整合性を図った上で、算定基準を設定するなどし、適正化に努める。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 公共施設使用料における受益者負担の適正化を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | — | 情報収集 算定基準の検討 | 算定基準の設定 | 基準に基づく使用料案の作成 | — |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|---------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 76 | | | | |
| 改革項目 | 住民票等交付手数料の適正化 | | | 推進責任者 | 市民課長 |
| 改革の目的 | 住民票等交付手数料について、本人以外の郵送申請に対する格差を設定し、手数料の適正化を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 住民票等交付手数料について、本人以外の郵送手数料を現行の1件200円を400円に改定する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 歳入の確保及び受益者負担の適正化を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 1. 使用料等審議会の開催 2. 条例改正 | 手数料の改定 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | 1,200千円 | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|--------|-------|-------|--------|
| 項目番号 | 77 | | | | |
| 改革項目 | 一般廃棄物処理業等許可手数料の適正化 | | | 推進責任者 | 生活環境課長 |
| 改革の目的 | 一般廃棄物処理業等許可手数料について、他市町の動向を踏まえ改定し、手数料の適正化を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 一般廃棄物処理業等許可手数料について、新規・更新・変更を5,000円から15,000円に、再発行を3,000円から9,000円に改定する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 歳入の確保及び受益者負担の適正化を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 1. 使用料等審議会の開催 2. 条例改正 | 手数料の改定 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | 190千円 | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|--|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 78 | | | | |
| 改革項目 | 基本健康診査、がん検診等の受益者負担の検討 | | | 推進責任者 | 健康課長 |
| 改革の目的 | 受益者負担を検討し、継続的にサービスを提供するための体制の整備を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 限られた財源の中で、多くの市民が健康診査を受診できるよう、適正な受益者負担のあり方を検討する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 受益者負担の適正化を図り、健康事業の財源を確保する。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 医療制度改革や国の「健康フロンティア戦略」の見直しの動向を把握するとともに他の自治体の状況調査の実施 | 結果反映 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|----------|-------|-------|--------|
| 項目番号 | 79 | | | | |
| 改革項目 | 動物公園入園料の適正化 | | | 推進責任者 | 公園緑政課長 |
| 改革の目的 | 入園料の適正化を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 入園料について、65歳以上70歳未満及び市外の70歳以上75歳未満を300円から100円に、市内の70歳以上75歳未満を全額免除から100円に、75歳以上を無料に、学校教育法及び児童福祉法に規定する市外の幼稚園、小中学校、保育所等が利用する場合等の減額を100分の40相当額から100分の20相当額に改定する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 受益者負担の適正化を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 1. 使用料等審議会の開催 2. 条例改正 | 入園料の改定 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | △1,050千円 | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|-------------------------------------|--------|-------|-------|
| 項目番号 | 80 | | | | |
| 改革項目 | 保育料の適正化 | | | 推進責任者 | 児童課長 |
| 改革の目的 | 保護者負担金の適正化を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 現行の保育料は、平成6年から改定されておらず、認可外保育施設との格差是正を図る必要があることから、保育料を改定する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 歳入の確保及び受益者負担の適正化を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 1. 保育園運営費に係る保護者負担金審議会の開催 2. 条例改正 | 保育料の改定 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

4. 歳出の縮減

(1) 公共サービスのあり方の総点検

これまで、行政評価等により成果を検証する中で、必要性の低くなった公共サービス（事務事業）を中心に見直しを行ってきたが、今後は、官と民の役割分担を踏まえ、類似事務事業を中心に、必要性、効率性、緊急性を精査したうえで、公共サービスの見直しや事務事業のスクラップ（廃止）を推進する。

また、福祉施策について、持続可能な制度への再構築を図る。

| | | | | | |
|----------------|---|--------|--------|-------|-------|
| 項目番号 | 81 | | | | |
| 改革項目 | 公共サービスの総点検 | | | 推進責任者 | 企画課長 |
| 改革の目的 | 官と民の役割分担を明確化した上で、類似事務事業を中心に、必要性、効率性、有効性から達成度などの成果を総点検し、公共サービスの見直しを図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 自治体の事務処理の4つの原則（法令適合の原則、住民福祉の原則、能率化の原則、合理化の原則）に基づき、事務事業が執行されるよう、事務事業評価の結果などから、公共サービスの総点検を行い、改善やスクラップを推進する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 事務事業の効率的かつ適正な執行が確保できる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | — | 総点検の実施 | 検討及び調整 | 結果反映 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|------------|--------------------------|-----------|--------|
| 項目番号 | 82 | | | | |
| 改革項目 | 福祉施策の持続可能な制度への再構築 | | | 推進責任者 | 社会福祉課長 |
| 改革の目的 | 市が事業展開している様々な福祉施策について、持続可能な制度としての再構築を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 福祉施策審議会を設置し、市の福祉制度のあり方について検討し、見直しを行っていく。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 少子・高齢社会における福祉施策の重点化を図り、必要な財源を確保する。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 内部検討 | 審議会の設置及び検討 | 1. 関係機関と調整 2. 市の方針の決定 | 制度の再構築の実施 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|-------|----------------------|--------------------------------------|-------|
| 項目番号 | 83 | | | | |
| 改革項目 | 都庁交換便の見直し | | | 推進責任者 | 庶務課長 |
| 改革の目的 | 都庁に設置されている交換箱を利用して行う東京都及び区市町村の文書交換について、見直しを図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 庁舎管理員が履行している都庁交換業務の状況を精査した上で、庁舎管理員の今後のあり方を検討し、郵便による文書交換に移行する。なお、電子文書交換についても、平行して検討していく。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. 郵送による文書交換の迅速かつ確実な収受 2. 総合行政ネットワークを介した電子文書交換の推進による経費の抑制 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 1. 庁舎管理員の業務内容の精査 2. 電子文書交換の検討 | 継続 | 1. 郵送への移行準備 2. 継続 | 1. 郵送へ移行により庁舎管理員による都庁交換便を廃止 2. 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|-------|----------|-------|-------|
| 項目番号 | 84 | | | | |
| 改革項目 | 庁内印刷業務の廃止 | | | 推進責任者 | 庶務課長 |
| 改革の目的 | 現在、庁舎内において委託により実施している印刷業務の抜本的見直しを図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 市刊行物等の印刷は、職員による簡易印刷機等の利用、又は、より安価な外注印刷に移行することで廃止する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 経費の縮減を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 庁内印刷業務委託実施 | 継続 | 廃止 | | |
| 年度目標数値 | — | — | △9,000千円 | — | — |

| 項目番号 | 85 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
|----------------|---|-------|-------|-------|--------|-------------|
| 改革項目 | し尿汲取日数の削減及びし尿処理手数料における処理券制の導入 | | | 推進責任者 | 生活環境課長 | |
| 改革の目的 | し尿汲取業務の効率化を図るとともに、市民の利便性の向上に寄与する。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 1. し尿汲取作業日を現行の週3日から縮小する。 2. し尿汲取手数料の徴収に処理券制を導入する。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 1. し尿汲取作業日の縮小により、し尿汲取委託料を縮減する。 2. し尿汲取手数料の徴収に処理券制を導入することにより徴収事務の簡素化と徴収率の向上を図る。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 検討 | 継続 | 継続 | 計画・立案 | 実施 | |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — | |

| 項目番号 | 86 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
|----------------|--|-----------|-------|-------|-------|-------------|
| 改革項目 | 公共下水道供用開始区域内の未接続世帯に対する接続促進 | | | 推進責任者 | 下水道課長 | |
| 改革の目的 | 公共下水道供用開始区域内の未接続世帯の接続促進を図る。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 未接続の60世帯に対し、接続促進指導を実施することにより、接続工事の施工等を行う。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 公共下水道への接続により、経費の縮減と生活環境の向上を図ることができる。 年度目標数値は、未接続世帯数 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 1. 実態調査 2. 接続工事の促進指導 | 接続工事の促進指導 | 継続 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | 60世帯 | 57世帯 | 54世帯 | 51世帯 | 48世帯 | |

| 項目番号 | 87 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
|----------------|---|-------|-------|-------|--------|-------------|
| 改革項目 | 紙おむつ専用ごみ袋の廃止 | | | 推進責任者 | 生活環境課長 | |
| 改革の目的 | 乳幼児及び高齢者等、紙おむつ使用者のごみの排出における利便性の向上を図る。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 紙おむつ専用ごみ袋の使用を廃止し、レジ袋等の任意の袋で排出することができるようにする。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 紙おむつ専用ごみ袋の作成経費及び交付事務に要する時間が削減できる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 廃止 | — | — | — | — | |
| 年度目標数値 | △1,900千円 | — | — | — | — | |

| 項目番号 | 88 | | 第三次行政改革継続事業 | | |
|----------------|---|-------|-------------|-----------------|-------|
| 改革項目 | 高齢者配食サービス事業のあり方の検討 | | 推進責任者 | 高齢者在宅サービスセンター所長 | |
| 改革の目的 | 利用者の安否確認、健康保持及び自立による在宅生活の継続を図ることを目的に実施してきたが、公費によるサービスとの役割分担を明確にし、事業の見直しを図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 1. 配食利用者の対象条件の基準を見直し、栄養改善や見守りの必要性の高い人に限定する。 2. 日曜日の配食については、コスト、利用者負担、利用希望等を見て検討する。 3. 配食サービス事業に関しては、食事にかかるコストの受益者負担の方針を再確認する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 少子・高齢社会における福祉施策の重点化を図り、必要な財源を確保する。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 配食サービスのあり方の検討 | 結果反映 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

(2) 補助金等の見直し

法定受託事務における国や東京都の補助金削減が行われていることを踏まえ、市単独経費で実施している補助金等について、終期（サンセット方式）の設定等による事業の縮小・廃止、所得制限の設定、補助率・補助金単価の見直しを行う。

| 項目番号 | 89 | | | | |
|----------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 改革項目 | 補助金における補助率等の基準の見直し | | 推進責任者 | 財政課長 | |
| 改革の目的 | 国や東京都の補助金削減を踏まえ、市単独の補助金について見直しを図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 補助金の趣旨を踏まえ、終期の設定(サンセット方式)、事業の縮小・廃止、所得制限の設定、補助率・補助単価の見直しなどを行う。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 達成度、効果の検証を踏まえた見直しを行うことで、適正化と経費の縮減を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 制度や仕組みの変化に対応した検討・見直し | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|--------------|---|-------|-------|-------|--------|
| 項目番号 | 90 | | | | |
| 改革項目 | 心身障害者手帳交付申請に伴う診断書料の助成事業の見直し | | | 推進責任者 | 障害福祉課長 |
| 改革の目的 | 手帳取得後の障害者福祉サービスではなく、障害者と認定される前の手続きに要する経費の助成であること、及び身体、知的、精神の3障害のうち、精神障害者手帳を取得する場合は、診断書料が助成されていないことから、心身障害者手帳交付申請に伴う診断書料の助成事業の抜本的見直しを図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 助成事業として妥当か検討するとともに、他自治体の状況を精査した上で、事業の見直しを行う。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 制度の公平性の観点から見直しを図り、障害者の多様な支援を行う財源を確保する。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 結果反映 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|----------|-------------|
| 項目番号 | 91 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 介護保険の法定外助成制度の検討(介護保険法施行時における訪問介護利用者等に対する助成事業) | | | 推進責任者 | 高齢福祉介護課長 | |
| 改革の目的 | 本事業は、平成16年度で国・都補助金が廃止となり、平成17年度は市単独で継続しているが、法施行から5年が経過し、制度が定着してきたことから、見直しについて検討する。 | | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 平成18年4月からの介護保険制度の方向を踏まえながら検討し、利用者負担の一部助成(4割)について見直しを検討する。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 少子・高齢社会における福祉施策の重点化を図り、必要な財源を確保する。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 検討 | 結果反映 | 継続 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — | |

(3) 入札・契約制度の改善

公共工事の入札・契約については、公平性・透明性を高めるとともに、品質の確保とコスト削減を図るための取り組みを進める。

| | | | | | |
|----------------|---|------------------|-------|-------|--------|
| 項目番号 | 92 | | | | |
| 改革項目 | 公共工事等における入札制度の改善 | | | 推進責任者 | 契約管財課長 |
| 改革の目的 | 入札制度の一層の公平性、透明性を確保するとともに、品質確保とコスト縮減を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 入札制度における、より総合的な競争性を高めていくため、総合評価制度等の導入を検討する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 公平性、透明性を高めるとともに、品質確保とコスト縮減を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | プロジェクトチームの設置及び検討 | 結果反映 | 運用 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|----------------|--|-------------|----------------------|----------------------------|--------|-------------|
| 項目番号 | 93 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 電子入札の推進 | | | 推進責任者 | 契約管財課長 | |
| 改革の目的 | 入札事務の簡素化、効率化を図る。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 工事・委託等、電子入札が可能な案件から電子入札を実施し、事務の簡素化と歳出の縮減を図る。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 事業者の利便性の向上及び事務の簡素化を図ることができる。 年度目標数値は、電子入札件数 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 1. テストの実施 2. 電子入札の運用開始(移行開始) | 電子入札制度の本格実施 | 電子入札システムを活用した入札制度の充実 | 電子入札システムを活用した入札制度の充実と運用の改善 | 継続 | |
| 年度目標数値 | 3件 | 10件 | 20件 | 30件 | 40件 | |

(4) 公共施設維持管理適正化計画の策定

市では、これまで、羽村市自然休暇村、羽村市動物公園、羽村市スイミングセンターなど、特色ある公共施設を積極的に整備し、公共サービスの向上を図ってきたところである。

今後、施設の老朽化に伴い、維持補修や大規模改修などの所要経費の増加が予想される。適正な維持管理を行っていくためには、将来にわたる大規模修繕も盛り込んだライフサイクルコスト^{*}を算出し、計画的な維持補修により、公共施設の延命化を図る必要がある。このため「公共施設維持管理適正化計画」を策定するとともに、市民に公表し、広く意見(アンケート等)を求め、適正な維持管理を図っていくこととする。

| | | | | | |
|----------------|--|---------------------------------|-------------------------------------|-------|--------|
| 項目番号 | 94 | | | | |
| 改革項目 | 公共施設維持管理適正化計画の策定 | | | 推進責任者 | 契約管財課長 |
| 改革の目的 | これまで整備してきた公共施設の延命化と適正な維持管理に資するとともに、計画的な施設更新による財政負担の平準化を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 公共施設の延命化と維持管理に関する検討を行い、公共施設維持管理適正化計画を策定する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 公共施設の延命化と適正な維持管理、財政負担の平準化を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | — | 1. プロジェクトチームの設置 2. 公共施設の実態調査 | 1. 公共施設の劣化診断 2. 公共施設維持管理適正化計画の策定 | 運用 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

(5) 公営企業の経営健全化

水道事業については、公営企業としての経済性の発揮と公共の福祉の増進を基本として、歳入の確保、経費の縮減に一層努め、経営の健全化を進める。

| | | | | | |
|----------------|--|--|--|-------|---------------|
| 項目番号 | 95 | | | | |
| 改革項目 | 上下水道料徴収業務の包括的第三者委託 | | | 推進責任者 | 水道課長 下水道課長 |
| 改革の目的 | 上下水道料の徴収業務に係る経費を抑制するとともに、業務の機動性を向上させ、効率化を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 1. 徴収業務の費用対効果を得るため、業務を委託化するとともに、システムの効率化を図り、職員には委託業者のマネジメントを取れるだけの高い専門性と知識を確保する。 2. 委託業務内容を明確化するとともに、コンビニエンスストアでの収納を導入する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 業務の効率性の向上と経費の縮減を図ることができる。 年度目標数値は、本業務を直営で行った場合と委託化した場合の差額 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 1. 委託形態の検討、決定 2. 委託業務の内容の精査 | 1. 委託業者の選定方法の決定 2. 委託業者の決定 3. 稼動に向けたシステム改修 | 1. 委託 2. コンビニエンスストア収納の導入 3. 職員3人削減 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | △2,480千円 | — | — |

| | | | | | |
|----------------|---|---------------------------------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 96 | | | | |
| 改革項目 | 水道施設運転管理業務委託の拡大 | | | 推進責任者 | 水道課長 |
| 改革の目的 | 新規浄水処理を導入し水道施設整備が完了したことにより、水道施設運転管理業務を委託し、今後の経営形態を踏まえ組織の軽量化を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 現在、職員により行っている平日昼間業務を民間委託し、それを職員が応援する体制を確立することにより、運転管理全般にアウトソーシングを拡大する。このことにより、少数の職員で連携を図り、水道施設全般の維持管理の効率化を図る。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 業務の効率性の向上と経費の縮減を図ることができる。 年度目標数値は、本業務を直営で行った場合と委託化した場合の差額 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 1. 水道施設運転管理業務委託の拡大 2. 職員1人削減 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | △470千円 | — | — | — |

(6) 特別会計の経営健全化

国民健康保険会計、介護保険会計、老人保健医療会計の特別会計については、現在、国においても制度の再検討に着手しているところであるが、これらの行方を十分注視しながら、歳入の確保、経費の縮減に努め、一般会計からの繰出しに過度に依存しない体質への改善、経営の健全化を進める。

| | | | | | | |
|----------------|-------------------------------|-----------|-------|-------|--------|-------------|
| 項目番号 | 97 | | | | | 第三次行政改革継続事業 |
| 改革項目 | 国民健康保険事業会計の健全化 | | | 推進責任者 | 保険年金課長 | |
| 改革の目的 | 国民健康保険財政の安定と被保険者間の税負担の公平化を図る。 | | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 税率等具体的な数値を算定し、課税の適正化を図る。 | | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 経営の健全化を図ることができる。 | | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| | 1. 税率等具体的な数値の算定 2. 決定 | 税率改定 | 継続 | 継続 | 継続 | |
| 年度目標数値 | — | 102,000千円 | — | — | — | |

| | | | | | |
|----------------|---|------------------------------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 98 | | | | |
| 改革項目 | 下水道事業会計の健全化 | | | 推進責任者 | 下水道課長 |
| 改革の目的 | 独立採算性の原則を踏まえ、一般会計からの法定外繰入を抑制する。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 1. 下水道使用料の適正化を図る。 2. 多摩川上流処理区等における下水道管の維持管理業務の共同化の推進のための検討を行う。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 経営の健全化を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 1. 使用料改定の検討 2. 条例改正 | 1. 使用料改定 2. 維持管理業務の共同化の検討 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | 93,000千円 | — | — | — |

(7) 公社など出資団体等の経営健全化

公社など出資団体については、より一層の経営の健全化を進めることにより、市からの財政支出の縮減を図っていく必要がある。

また、現在、公の施設の管理委託を行っている出資団体については、指定管理者制度の導入に伴い、広く民間事業者等との競争関係に置かれることとなったため、指定先の変更の可能性を持つこととなる。

こうした民営化の流れにより、出資団体には一層の経営改善が求められる。

また、団体のあり方や雇用調整など、踏み込んだ課題も生じてくる。

今後は、こうした点も踏まえ、出資団体の経営改善を促していくこととする。

財政支援団体については、経営状況を分析・検証し、助成金の見直しを図る。

| | | | | | |
|----------------|--|--|-------|-------|----------|
| 項目番号 | 99 | | | | |
| 改革項目 | 出資団体の経営健全化 | | | 推進責任者 | 市民生活安全課長 |
| 改革の目的 | 出資団体の経営の健全化を進めることにより、一般会計からの繰出しを減少させ、市の財政支出の縮減を図る。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 市の出資法人(財団法人羽村ふれあい地域づくり公社)に関する運営評価制度の創設による委託事業の精査、指導監督体制の強化、情報公開の推進を図る。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 出資団体の経営健全化と市財政支出の縮減を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 1. 運営評価制度の創設による委託事業の精査 2. 指導監督体制の強化 3. 情報公開の推進 | 結果反映 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|----------------|--|---------------------------------------|-------|-------|--------------------------------|
| 項目番号 | 100 | | | | |
| 改革項目 | 財政支援団体への助成金の見直し | | | 推進責任者 | 市民生活安全課長 社会福祉課長 高齢福祉介護課長 |
| 改革の目的 | 団体を取り巻く環境の変化に対応した自立した経営を実現し、市からの財政支出を抑制する。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 財政支援団体である「財団法人羽村ふれあい地域づくり公社」「社会福祉法人羽村市社会福祉協議会」「社団法人羽村市シルバー人材センター」の経営状況を分析・検証する評価制度を創設し、助成金の見直しを図る。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 団体の経営健全化と市財政支出の縮減を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 1. 経営状況の分析・検証等を行う評価制度の創設 2. 助成金の精査 | 結果反映 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

5. 財政状況の公表

市の財政状況については、これまでも、バランスシート、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書*などの財務諸表の作成に努めるとともに、これらを財政白書により、市民にわかりやすいかたちで公表してきたところである。

今後は、さらに他の類似団体との主要な財政指標の比較・分析を行うなど、よりわかりやすい公表に努める。

| | | | | | |
|----------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 101 | | | | |
| 改革項目 | わかりやすい財政情報の公表 | | | 推進責任者 | 財政課長 |
| 改革の目的 | 財政に関する情報をわかりやすく公開し、市民の理解と関心を高める。 | | | | |
| 改革の内容 (解決策) | 公表内容の改善と決算から公表までの期間を短縮する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 情報の共有と市政の透明性の向上を図ることができる。 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 検討 | 1. 類似団体との財政指標の比較・分析 2. 公表方法の検討 | 改善 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|--------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 項目番号 | 102 | | | | |
| 改革項目 | 決算書の市ホームページへの掲載による情報提供の推進 | | 推進責任者 | 会計課長 | |
| 改革の目的 | 財政に関する情報をわかりやすく公開し市民の理解と関心を高めるとともに、印刷部数を減らし経費の縮減を図る。 | | | | |
| 改革の内容(解決策) | 決算書を市ホームページへ掲載する。 | | | | |
| 改革により期待できる効果 | 市政情報提供の推進、経費の縮減 | | | | |
| 年度目標 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 決算書の市ホームページへの掲載 | 継続 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 年度目標数値 | △10千円 | — | — | — | — |

用語の解説

あ行

| |
|--|
| 【ICT】 日本でITと呼ばれているものは、国際的には（世銀、国連、OECDなど）ICT：Information and Communication(s) Technology という用語が使われている。 |
| 【アウトソーシング】 アウト（外部）とソーシング（資源化）の合成語で、行政組織の機能や業務等を委託するなどにより、専門的な知識を有する人材、サービスを外部から調達すること。 |
| 【新しい公共空間】 民間も行政とともに「公共」の役割を担えるよう「公共」の概念を刷新し、地域における様々な主体が、それぞれの立場で新しい「公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという公共空間。 |
| 【NPO】 Non Profit Organization（ノンプロフィットオーガナイゼーション）の略で、民間非営利団体と訳され、自発的に社会的活動をする営利を目的としない組織・団体を指す。その中で、平成10年に施行された特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を有するものをNPO法人という。 |

か行

| |
|--|
| 【管理委託制度】 公共団体、公共的団体、地方公共団体が2分の1以上出資する出資法人等に公の施設の管理運営を委託する制度。 |
| 【キャッシュフロー計算書】 企業の毎決算期の税引き後、利益から配分金と役員賞与を差し引いたものに減価償却費を加えて算出した計算書。企業財務の健全化を表す指標の1つとして使われる。 |
| 【協働】 一つの目的を達成するために市民、団体、行政など、多様な主体が対等のパートナーとして補完・協力しあうこと。 |
| 【行政コスト計算書】 人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスのコストを説明する計算書。 |
| 【行政評価】 市が自らの活動を改善することを目的に取り組む評価のこと。政策、施策、事務事業などの各段階において、一定の指標、基準をもって、必要性、有効性、効率性、緊急性などの項目について評価を行い、成果を分析することで、行政サービスの向上や事務事業の改善のほか、予算編成などに活用する。 |
| 【経常収支比率】 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための財政指標の一つ。人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。 |
| 【公共サービス】 広く市民の福祉の向上を目的に、公的機関によって提供されるサービスをいう。最近では、これをすべて公的機関が担うのではなく市民団体、民間などとの協働・連携のもとに提供されている。 |
| 【公債費】 地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。 |
| 【公債費比率】 地方公共団体がこれまで借り入れた地方債元利償還総額の標準財政規模に占める割合をいう。 |

【構造改革特別区域】

民間活力を最大限に引き出すことによって、経済の活性化と新たな産業の創造を図るためには、民業を拡大することが重要であるとの観点から、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特別を導入する特別区域を設け構造改革を進めようとする制度。

さ行**【財政調整基金】**

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。経済事情の著しい変動等による大幅な税収減、災害対策、緊急に必要な公共事業、財産取得、地方債の繰上げ償還等の場合の財源に充てることができる。

【再雇用】

定年に達したことにより退職した者（定年退職に準ずる理由で退職した者を含む）又は勸奨を受けて退職した者を再び雇用する制度。

【再任用】

地方公務員法に基づき、本格的な高齢化社会に対応し、高齢者の知識、経験を社会的に活用するため、定年退職者等をあらためて採用する制度。

【三位一体改革】

地方分権の一環として、国と地方との財源構造を改革する動きをいう。国庫補助金の見直し、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲の三つを一体的に改革していくことをいう。

【市債】

市が発行する地方債をいう。地方債とは、地方公共団体が必要な財源を調達するために負う債務で、返済が一般会計年度を超えて行われるもの。

【市場化テスト（官民競争入札制度）】

これまで国等（各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人、特殊法人等を含む。）が提供してきた、あるいは今後、提供する予定となっている公共サービスについて、透明・中立・公正な競争条件の下、官と民との間で競争入札を実施し、その提供主体・提供手法を決めていく新たな制度。官民競争入札の結果、価格と質の面でより優れた主体が落札者となり、当該サービスを提供していくこととなる。「市場化テスト」は、既に多くの先進諸外国（米・英・豪等）において実施されており、例えば、失業者の就労支援、刑務所の運営、旅券申請の受領や手数料の徴収などの様々な公共サービスが対象となってきている。なお、競争入札の結果、民間事業者が落札する場合もあれば、官の担当部局が効率化努力のうえ、落札する例もある。

【指定管理者制度】

平成15年の地方自治法の改正により導入された制度で、公共性の確保の観点から、委託先が公共団体等に限定されていた公の施設の管理（管理委託制度）について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。この制度は、民間の効率的手法を導入することにより、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するとともに、公共サービスの質の向上と経費の縮減を図ることを目的としている。

【市民意見公募手続制度（パブリックコメント）】

基本的な計画や一定の政策等の策定に際し、市の原案等を公表し、それに対する意見や情報を求め、寄せられた意見等を考慮して最終的に意思決定するとともに、その意見等に対する考え方等を公表する一連の手続きをいう。

【出資団体】

地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人を出資法人といい、資本金等は出資していないが、地方公共団体が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしている法人を援助法人という。出資法人と援助法人をあわせて出資団体（出資法人等）という。

【総合行政ネットワーク（L GWAN）】

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークで、コミュニケーションの円滑化や情報の共有化等が図られる。

た行

【第三者評価機関】

サービスの供給者でも受益者でもない公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から当該サービスの品質等に対する評価を行うこと。行政においては、行政でも受益者（市民）でもない学識経験者等の有識者が公共サービスを評価することで、実際のサービスの水準や改善すべき点が明らかとなり、事業者の自主的な質の向上への取り組みと利用者の適切な事業者の選択を促すことができる。

【第三セクター】

一般的に、国や地方公共団体等の公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体を指す。

【地域協働】

一定の地域を前提として、そこに存在する住民が参画している多様な主体が、当該地域が必要とする公共的サービスの提供を協力して行う状態。

『地域協働による公共的サービス提供のあり方』

地域協働による公共的サービスの提供のあり方は、単純に行政から業務の執行のみを委託され、管理・監督される形態とは異なり、行政と市民、地域団体が公共的目的を共有し、相互に連携・分担する関係により行う。

『地域協働の主体』

地域協働の主体は、市民をはじめ、地域内に存在し市民が参画する様々な団体など、多様な主体となる。

『参画の段階』

地域協働による公共的サービス提供とは、公共的サービスの実施のみならず、計画、決定、執行、評価、改善のそれぞれの段階において、行政と相互に連携して行うことが想定される。

『行政の関わり方』

地域協働によって公共的サービスが提供される場合において、そのすべてを地域協働により実施することは現実的ではなく、どの段階を地域協働により行い、どの段階に行政に関わることが適切かは、具体の主体や地域協働によって提供しようとしている事務事業の内容など、個別の状況に応じて異なることから、個別の状況に応じて手法を選択することが必要となる。また、自治体の役割として、市民活動団体等の活性化や地域の人材育成などに資する施策など、多様な主体が最大限の能力を発揮できるように調整する機能が求められる。なお、行政と具体の主体が担うべき責務と責任を明確にして、最終的に市民がそのサービス内容を評価する仕組みが必要とされている。

【地方交付税】

地方財源調整及び保障制度の一つ。そのうち普通交付税は、地方公共団体が等しく合理的かつ妥当な水準で行政運営するために必要な経費（基準財政需要額）と、標準的な状態において徴収が見込まれる税収額（基準財政収入額）を算定し、収入が経費に不足する場合にその差額を国が交付する税をいう。特別交付税は、災害等の特例的財政需要により交付される。

【地方譲与税】

実質的に地方公共団体の財源とされているものについて課税の便宜等の事情から国が国税として徴収し、客観的基準に基づき地方公共団体に対して譲与する税をいう。

【地方独立行政法人制度】

平成 16 年 4 月に施行された地方独立行政法人法は、地方公共団体の行政活動を効率的・効果的に実施するために、地方公共団体が直接執行する必要はないが、民間に委ねては確実な実施が確保できないおそれのある事務事業について、法人格を有する法人を設立し、その業務を行わせる制度。

対象業務は、法により限定されており、市では水道事業、保育所、ホームヘルプサービス事業などが該当する。

【地方分権】

中央集権の反対語として使用され、できるだけ多くの権限を地方に分散することを意味する。平成 11 年 7 月、機関委任事務の廃止等を内容とする地方分権一括法が成立し、平成 12 年 4 月に施行された。

【中間支援団体】

市民が中心となって取り組む市民活動が、新たな社会経済ニーズに対応した多様なサービスを提供しうるコミュニティビジネスやベンチャー企業等へと発展することを後押しする市民活動団体。

【電子入札】

インターネットを通じ公共事業などの入札を行うこと。案件の公告から業者の入札、開札までの一連の手続がすべてインターネット上で行われる。

な行

【ニュー・パブリック・マネジメント (NPM)】

英国で始められ、先進国に波及した行政改革の新しい思潮と方法。市場メカニズムの活用、成果志向、顧客志向の業績測定などをその中核としている。

【任期付採用】

平成 14 年に施行された「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、任期を定めて一般職員を採用すること又は制度。当初は、一般職職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期を定めて採用できるとしていたが、平成 16 年の改正により、一定期間内に業務終了が見込まれる場合及び一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合においても任期付き採用が可能になった。

は行

【パブリック・プライベート・パートナーシップ (PPP)】

公共と民が協力して、パートナーシップを組んで行う公共サービスの調達及び手法全般の名称。

【バランスシート】

一般に、企業会計において決算に用いる財務諸表の一つで、会計年度末の資産、負債等の財務状況を示す表をいい、貸借対照表ともいう。

【PDCAサイクル】

P (Plan)、D (Do)、C (Check)、A (Action) で表される活動の検証サイクルモデル。企画し実施した事業について評価検証を加え、その分析から得られる改善点を再び企画段階に生かしていくというねらいがある。

【扶助費】

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法等に基づき、被扶養者に対して支給する費用や地方公共団体が単独で行っている各種扶助の費用。

【普通交付税】

地方財源保障制度の中心的制度。地方公共団体が均しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理することができるように、そのために必要な経費（基準財政需要額）と、標準的な状態において徴収が見込まれる税収額（基準財政収入額）を算定し、収入が経費に対して不足する場合にその差額を国が交付する税のこと。所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合がその財源となっている。

【プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (PFI)】

Private Finance Initiative (PFI) とは、平成 11 年に施行された PFI 法に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等に民間の資金と経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、効果（利点）として、「財政支出の軽減・質の高い公共サービス提供の実現」、「官民の責任分担の明確化」、「民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資する」などが挙げられる。

【プライマリーバランス】

通常、市債などの発行によって得る分を除いた収入額と、過去の借金の元利払いを除いた支出額とのバランスをみるものである。プライマリーバランスがプラスということは、単年度の税収などによってその年の収支がまかなえていることを指す。逆にマイナスの場合には、市債の発行などによらなければその年の支出をまかなえないことを指す。

【フラット化】

課や係等の上下間の職位階層を簡素化することで、柔軟な組織運営、迅速な意思決定を図ろうとする仕組みをいう。一般的には、課長や係長などの中間層を圧縮するなどして、ピラミット型と呼ばれる縦割りの弊害をなくしたり、決裁経路を短縮することなどのねらいがある。

ま行

【マネジメントサイクル】

管理サイクル。効果的な管理を行う為の段階。一般的には2つのマネジメントサイクルが有名である。①企画立案 (Plan)→実施 (Do)→評価 (See) ②計画 (Plan)→実施 (Do)→確認 (Check)→対策実行 (Action)

【マルチペイメントネットワーク】

金融機関と収納機関を電子決済のネットワークで結ぶことによって、公共料金や税金などの支払いが専用の振込用紙を使わずに、パソコン、携帯電話、現金自動受払機（ＡＴＭ）などの様々な手段を利用して、24 時間いつでも、どこからでも行うことを可能とするサービス網をいう。このマルチペイメントネットワークは、収納機関にとっては、納付結果が即時に通知され、多様な決済手段を利用することによって回収率が向上するといったメリットがあり、その結果、金融機関は、収納事務（いわゆる出納）の大幅な軽減が期待できる。

や行

【予算枠分配制度】

予算の質的転換、施策と予算の一体性の確保、事業の再構築を目指して、各部単位ごとに一般財源の要求枠を付与し、その範囲内であれば、施策や事務事業の組替えを部長の裁量でできるようにする制度であり、施策内容を最も理解している各部がゼロベースから主体的な予算編成を行うことができる。各部に一般財源の配分を行うことで、既存事務事業の見直しや特定財源の確保等により一般財源の枠を拡大することで、各部の工夫が生かされるという利点がある。

ら行

【ライフサイクルコスト】

施設設置に係る直接的な建設費（イニシャルコスト）に加えて、改修費、メンテナンス費、光熱水費、解体費等の維持管理費用も合算した施設の一生にかかる生涯経費のこと。施設の存続、改廃等を考える際には、全期間に要する経費の算出が欠かせないものとなる。

【ランニングコスト】

運転資金。設備や装置などを維持していくための経費、消耗品費、維持費など。

羽村市行財政改革推進プラン

| | |
|--------|------------------------------|
| 発行 | 平成17年12月 |
| 編集・発行 | 羽村市企画部企画課 |
| 所在地 | 〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1 |
| 電話 | 042-555-1111 |
| FAX | 042-554-2921 |
| E-mail | s101000@city.hamura.tokyo.jp |



古紙配合率100%再生紙を使用しています